

教育福祉常任委員会記録

令和3年 第4回定例会																									
1 日 時	令和3年12月15日(水) 午前10時00分 開会 午後 2時54分 閉会																								
2 場 所	議 場																								
3 出 席 委 員	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 30%;">宇賀神</td> <td style="width: 30%;">敏</td> <td style="width: 40%;">委員長</td> </tr> <tr> <td>鈴木</td> <td>紹平</td> <td>副委員長</td> </tr> <tr> <td>舘野</td> <td>裕昭</td> <td>委員</td> </tr> <tr> <td>大貫</td> <td>毅</td> <td>委員</td> </tr> <tr> <td>鈴木</td> <td>敏雄</td> <td>委員</td> </tr> <tr> <td>谷中</td> <td>恵子</td> <td>委員</td> </tr> <tr> <td>鰐原</td> <td>一男</td> <td>委員</td> </tr> <tr> <td>大島</td> <td>久幸</td> <td>委員</td> </tr> </table>	宇賀神	敏	委員長	鈴木	紹平	副委員長	舘野	裕昭	委員	大貫	毅	委員	鈴木	敏雄	委員	谷中	恵子	委員	鰐原	一男	委員	大島	久幸	委員
宇賀神	敏	委員長																							
鈴木	紹平	副委員長																							
舘野	裕昭	委員																							
大貫	毅	委員																							
鈴木	敏雄	委員																							
谷中	恵子	委員																							
鰐原	一男	委員																							
大島	久幸	委員																							
4 欠 席 委 員	なし																								
5 委員外出席者	小 島 実 副議長																								
6 説 明 員	別紙のとおり																								
7 事務局職員	小 杉 局長 安 生 書記																								
8 会議の概要	別紙のとおり																								
9 傍 聴 者	なし																								

教育福祉常任委員会 説明員

職 名		氏 名	人 数
副市長		福田 義一	1名
教育長		中村 仁	1名
保健福祉部	保健福祉部長	小林 和弘	10名
	厚生課長	秋本 敏	
	障がい福祉課長	川田 謙	
	高齢福祉課長	羽山 好明	
	介護保険課長	星野 栄一	
	保険年金課長	佐藤美樹子	
	健康課長	亀山 貴則	
	厚生課長補佐兼地域福祉係長	大出 知恵	
	高齢福祉課長補佐兼長寿推進係長	小堀満美子	
	新型コロナウイルス感染予防対策室長	斎藤 正幸	
こども未来部	こども未来部長	上林 浩二	6名
	子育て支援課長	高橋 文男	
	保育課長	杉山 芳子	
	こども総合サポートセンター所長	仲田 順一	
	こども支援係長	福田 昌子	
	こども総合サポートセンター所長補佐	古橋 芳一	
教育委員会事務局	教育次長	高橋 年和	9名
	教育総務課長	駒場 秀明	
	学校教育課長	大貫 照実	
	生涯学習課長	塩澤 恵功	
	文化課長	渡邊 靖	
	スポーツ振興課長	谷津 勝也	
	国体推進室長	大場 隆光	
	学校給食共同調理場長	高橋 学	
	学校教育担当	猪瀬 武	
市民部	人権推進課長	日向野久仁子	1名
経済部	産業振興課長	福田 浩士	1名
合 計			29名

教育福祉常任委員会 審査事項

- 1 議案第79号 専決処分事項の承認について(令和3年度鹿沼市一般会計補正予算(第5号))
- 2 議案第80号 令和3年度鹿沼市一般会計補正予算(第6号)について
- 3 議案第83号 指定管理者の指定について
- 4 議案第84号 指定管理者の指定について
- 5 議案第87号 指定管理者の指定について
- 6 議案第93号 鹿沼市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部改正について
- 7 議案第94号 鹿沼市国民健康保険条例の一部改正について
- 8 議案第95号 鹿沼市花木センター条例の一部改正について
- 9 議案第98号 令和3年度鹿沼市一般会計補正予算(第7号)について
- 10 陳情第10号 新型コロナウイルス対策に関する見直しを求める陳情書
- 11 陳情第11号 ワクチンパスポートなどによるワクチン未接種者等への差別禁止条例制定の
お願い

令和3年第4回定例会 教育福祉常任委員会概要

○宇賀神委員長 開会に先立ちまして、お願いをいたします。

委員の質疑及び執行部の説明、答弁に際しましては、会議を録音しておりますので、ご面倒でも、お近くのマイクにより、明瞭にお願いいたします。

ただいまから、教育福祉常任委員会を開会いたします。

まず最初に、私から挨拶いたします。

このたび、教育福祉常任委員長に就任いたしました宇賀神敏です。

円滑な委員会運営に努めてまいりたいと思いますので、委員各位のご協力をお願い申し上げます、就任の挨拶とさせていただきます。

○鈴木副委員長 皆さん、こんにちは。

教育福祉常任委員会副委員長に就任いたしました鈴木紹平でございます。

委員長とともに、委員会がスムーズに進行できますように努めてまいりますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

○宇賀神委員長 今会議におきまして、本委員会に付託されました案件は、議案9件、陳情2件であります。

それでは、早速審査を行います。

はじめに、陳情第10号 新型コロナウイルス対策に関する見直しを求める陳情書及び陳情第11号 ワクチンパスポートなどによるワクチン未接種者等への差別禁止条例制定のお願いにつきましては、陳情の趣旨を述べるため、陳情人にお越しいただいておりますので、はじめに陳情第10号を、次に、陳情第11号を審査したいと思います、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○宇賀神委員長 ご異議なしと認めます。

それでは、陳情第10号 新型コロナウイルス対策に関する見直しを求める陳情書を議題といたします。

この件につきましては、鹿沼市議会基本条例第6条第3項の規定により、陳情者である葛西慶子様、木村喜美江様にお越しいただいておりますので、陳情人の入室を許可します。

(陳情人入室)

○宇賀神委員長 葛西様、お疲れ様です。

早速ですが、新型コロナウイルス対策に関する見直しを求める陳情書について、5分程度で説明をお願いします。

○陳情人 本日は、発言の機会を頂戴し、誠にありがとうございます。

栃木 命と人権を守る市民の会、代表幹事の葛西慶子と申します。

まず、陳情書に書かれていない思いを要約し、説明しますと、1、国がネットやSNSの情報がうそやデマだと言い続ける科学的な根拠が見当たらず、それによって、最新医学や国際医療情報を遮断し、国民、市民の生命を脅かしていること。

2、国や市の広報は、ネットにしか具体的なリスクの揭示がされておらず、市の広報紙にリスクの揭示がないことで、ネットを使えない人の判断、選択の自由が奪われていること。

3、自主性や自由性とは、リスクとベネフィットを十分に周知させた上で、本人が選べる権利があることであるが、安全性ばかりが先行し、リスクを市民に周知させていないこと。

4、国が1件も認めないワクチン接種後の被害者に対する責任の所在がどこにあるのか、今回の陳情書の内容をもとに、議会では十分に議論や勉強をされたものとし、今後、国からの指示、命令などに対しては、責任を持って対応していただきたくお願いを申し上げます。

それでは、陳情について説明をさせていただきます。

1、若者及び子供へのワクチン接種の中止についてです。

先日、厚生労働省の発表後、メディアでも報道がありましたように、ワクチン接種後、10代の子供を含む死亡者や心筋炎や心膜炎などの重篤な後遺症が若者に多数出ていることはホームページでも確認できる事実であります。

新型コロナワクチン被害者の会も既に発足されており、栃木県内でもこの短期間に多くの被害報告が出ている状況です。

私たちのような一般市民だけでなく、医師や学者などの専門家、全国の議員や市長からも接種中止を求める声明が出されており、直近でも北海道有志医師の会や大阪府泉大津市の南出賢一市長は、子供へのワクチン接種事業の中止を求める要望書を市長自ら内閣総理大臣及び厚生労働大臣に提出しております。

新型コロナワクチンの接種は、国の事業と位置づけてあり、あくまでも任意接種とされていますが、これだけの被害が出ているにもかかわらず、市民への十分なリスクと現状説明はありません。

安全なものだと市の勧めに従い、接種した後に、一生元に戻らない健康や命を失った人たちは、私たち市民の声を聞かずに、今後も接種を推し進めた市への責任を問うのではないのでしょうか。

このような未知のワクチンを誰一人として打ってほしくない、それが私たちの思いですが、国の事業をくつがえすことの大変さや説明不十分な現状では、それでも打ちたいという人もいるかと思えます。

ですから、せめて20年、30年先、子供や孫という中長期の安全が確認されていない治験中のワクチンであることを踏まえて、これから子供を産み育てる世代である若者や自分で意思決定のできない18歳以下の子供たちに対しての接種を、先日の厚生労働省の後遺症の警告を理由に一旦中止としていただけないでしょうか。

なお、若者の年齢の定義は、栃木県の事業として、若者へのワクチン接種促進キャンペーンで出されていた18歳から39歳とあわせております。

2つ目は、ワクチンパスポート導入の阻止と差別を禁止する条例の制定になります。

現在国では、ワクチン検査パッケージという表現でも導入を進めていますが、これは明らかに憲法違反であると、弁護士会が声明を出しております。

社会生活のあらゆる場面で陰性証明書及び接種証明書の取得と提示が求められることになり、その結果、これまでワクチンの接種を望まなかった者も接種を強いられることとなります。

ワクチン接種後においても、新型コロナウイルスには感染すると報告されている状況を踏まえれば、接種証明が無意味であることはもちろんのこと、接種証明の有無によって、施設の利用等に差異が生じさせることは、ワクチン接種者と非接種者等、正当な理由なくして差別するものとなります。

また、健康被害などの理由で、接種できない人への経済的な負担や機会損失等の大きな侵害も発生してきます。

ワクチン接種が無料であるならば、検査も無料でなければ不公平です。

このように国が堂々と憲法違反の仕組みを導入しようとしている状況において、国家権力の乱用から私たち市民の生活を守れるのは、地方自治体であると強く思っております。

実際に、私たちの会でも、4日に一度の陰性証明書の提出の命令やワクチン未接種を理由による解雇、現在自主退職勧告を受けているメンバーもおり、同様の労働相談も多数受けております。

このような市民の声を真剣に受け止め、ぜひとも市政に届けてください。

そして、自らもこのような憲法違反の人権侵害に加担することのないよう、私たち市民の人権を守るためにも、非接種者差別を禁止する条例の制定のご検討をお願いしたいと思います。

最後に、学校等でのマスク着用推奨の中止についてです。

国が掲げるマスクが感染を防ぐという情報に関して、医学的根拠がないばかりか、最新医学では、弊害について様々な影響があることが、医師や学者などの指摘によって明らかになっています。

将来有望な子供たちにマスクをさせることは、低酸素や二酸化炭素貯留による脳への悪影響、口内フローラの乱れによる免疫力の低下、不安などからくる体調不良など、マイナスが非常に大きいと言われております。

実際に、苦しくて鼻を出している子供が先生から、マスクを上げなさいと叱責をされたり、マスクをはずしていることで、友達から悪者扱いやばい菌と呼ばれていると報告もあります。

このような過剰な反応や間違った認識によるいじめによって、健康被害を理由にはずした

くても、子供たちの意思でははずせないのが現状です。

ですから、ぜひ子供たちにとって弊害の多いマスクが強要されることのないよう、咳エチケットという形で選択の自由のあるアナウンスをお願いしたいと思います。

以上です。ご清聴ありがとうございました。

○宇賀神委員長 陳情人の説明は終わりました。

陳情人に確認したいことはありますか。大貫委員。

○大貫委員 この陳情書の中に、裏面のほうの1段、2段、3段、3段目ですね。

3段目の中ごろに、「マスク着用で感染を防ぐ効果の科学的根拠はないと厚生労働省も回答しております」とあるのですけれども、これはどんな場面でこういう回答があったのか、もし分かれば、ちょっと教えてもらいたいと思うのですけれども。

○陳情人 厚生労働省のホームページ内に、見えますかね、このようなガイドラインというか、イラストによるページがあるのですけれども、その一文の中に書いてあります。

○大貫委員 わかりました。ちょっと確認してみます。

○宇賀神委員長 大島委員。

○大島委員 お伺いしますけれども、これもワクチンの効果に対するその信頼度ということなのかもしれないのですけれども、効果に対するその理解を求める部分と、きちんとそのリスクを提示して、自己選択できるような仕組みにすれば、貴団体が言っている、強制的にこれをやめさせるということではなくて、自己選択ということではよろしいのではないですかね。

○宇賀神委員長 説明を求めます。

○陳情人 そうですね。今現在においては、選択の自由がないという、そのリスクについて、例えば、打って具合が悪くなっている方に、「実は治験中であることを知っていましたか」と言ったら、「いや、知らなかった」って、「でも、書いてあるんですよ」って言っても、「いや、そんなのは見なかった。だって国や市が安全だって言っているでしょう」っていう、そういう反応で、このもとで打っている。

それで、「じゃあ、どこに書いてあるの」って言って、例えば、市のホームページを見ると、「厚生労働省のホームページ、ここをクリックしてください。リスクに関してはここをクリックしてください」って、先、先、先に、全然見えていないところであって、「こんなの誰も見ないよね、ホームページ見られない人はこんなの知らないよね」っていう、今現状がそんな感じなので、それをきちんと、「ネットやSNSの情報をうのみにするな」って言うのであれば、広報紙、紙面見て、全員がきちんと手に取って見られるところで、例えば、ファイザーが公式文書で出しているリスクの中には、ものすごく副作用に関して述べてあります。

そういったものをきちんと提示した上で、リスクとベネフィットをきちんと理解をした上で、判断ができるというものであれば、自己判断ができるのですけれども、現在はそれでは

ない状態なので、禁止にして、中止にしてくださいというお願いであります。

○宇賀神委員長 大島委員。

○大島委員 情報は発信する側の責任と受信する側の責任というのもあって、発信するほうが、例えば、そういうふうにネット上で発信していても、受信するほうが見ないと、情報を出していなかったみたいなことに、誤解を受ける場合があると思うのですけれども、そういったことがきちんと発信されている中で、自己選択できるということが大切なのかと思うのですね。

それで、貴団体においては、このワクチンについては、否定するというか、その効果は認めない、リスクばかりが先行して、効果は認めないようなお立場なのでしょうか。

○宇賀神委員長 答弁を求めます。

○陳情人 私たちはリスクであると考えております。

というのは、国際の医学情報であったりとか、論文であったり、直接大学の教授、名誉教授からも、医師会で、医師会の学会の中で発表されている先生からの直接の指導を受けて、私たちはこのメッセージRNAのワクチンは現在危険であるという、酸化グラフェンが入っている危険なものであるという、そういう認識であります。

○宇賀神委員長 大島委員。

○大島委員 そうすると、効果は認めていच्छやるといことなのですよ。ということは、広くこのことを言うことによって、逆に効果で恩恵を得られる人の自由まで奪ってしまう可能性があると思うのですけれども、いかがですか。

○宇賀神委員長 答弁を求めます。

○陳情人 ですから、このきちんと、リスクとベネフィットというものをきちんと提示していただかないことには、選択肢がないということをお願いしております。

○宇賀神委員長 大島委員。

○大島委員 現在で選択肢があるように、私は思っています。以上です。

○宇賀神委員長 木村様。

○陳情人 本当、市民をね、守るために、皆さんね、一生懸命、こうやって議論されているところで、もう御存じだと思ふのですけれども、治験中であるということが高齢者がわかるように、広報ではっきりと、それでファイザーの治験完了予定日、2023年1月31日、モデルナが22年10月27日、それと1月20日にワクチンの期限が切れます。

これは皆さん、誰も確認できることだと思います。通知がもうきていると思いますね。

それで、この治験という意味も、ただ実験中、緊急事態に実験中ということで、治験という意味がわからない、プラセボ効果という形で、今回は、本物のワクチン、それと生理食塩水、それと2種類に薄めたもので治験を行っているそうです。

なので、副反応の違いが出てきますよね。熱が1日出る方ね、それと、もう職場に行けな

くなくなってしまう方、そうやって、副反応の違いが出ています。

それで、皆さん、製薬会社に1日以内に、厚生省は製薬会社に報告をされています。

それで、厚生労働省の発表、12月3日、1,387人が亡くなっております。

それで、副反応がある男性8,000人の中で、重篤な、ということは、仕事とか、日常生活ができない方が2,200人います。

女性は、2万1,000人のうち、3,600人が日常生活ができなくなる、重篤という表示なのですね。

私は、健康管理士一般指導員です。

それで、国会議員が治験に参加されていないのは、御存じだと思いますよね。

自民党総務会長の佐藤勉さんが、「国会はいつクラスターが発生してもおかしくない状況にあります。でも、誰も打っていないのは、危機管理上重大な議論をしているときにおかしい」と、国会で答弁されているのを皆さん見てらっしゃると思います。

それとマスクがね、必要ないというのは、ウイルスの目の大きさは0.1ミクロンです。

マスクの目の大きさはどのくらいあると思いますか。5ミクロンなのです。50倍なのです。

ですから、ザル10枚、ね、重ねたところに水を流しても、流れる状態、そういう現実を認識をして、議論をしっかりと、市民を守るためにお願いしたいと思います。

それで、12月3日、厚生省が心筋炎を重大な副反応に警戒度を引き上げております。

資料をお渡しして、2日前にお渡ししているので、はい。

これは、本当に世界のトップアスリート108人が亡くなっております。72人が回復不能。

それと、パイロット、去年は6人死亡ですけれども、今年は111人死亡しております。

もう健康なトップアスリート、それと、気圧が上がるためにパイロット111人が死亡しました。

それで、もうワクチンを接種したパイロットは地上勤務になっております。

そういうのを、日本のマスコミがどうして発表しないのでしょうか。

そこを疑問に感じて、事実を知りたいということで、私たち、9月から、まずは、やっぱり皆さん、子供と孫がいる世代だと思います。私も8人の孫がいます。

小さな子供というのは免疫力も高いですしね、亡くなる子はほとんどいないのです。

それで、1年に大体インフルエンザで1万から2万人の方が毎年亡くなっております、高齢者を中心にね。

去年亡くなった人数ですね、コロナワクチンで、去年インフルエンザは誰もいなかった、ゼロなのですね。みんな、コロナで死亡という報告をされて、同じ1万人ぐらいなのですね、その辺のところ。

それで、12歳の男の子が亡くなったお父さんが、「どうして治験中だということを知らな

かった」と、「副反応のことも全く知らなかった」と、どうして、国に言っても相手にしてもらえないので、市役所に向かって一人で訴えています。

やっぱり接種会場である市役所、身近なね、市役所に訴えるしかないのですね。親は一生十字架を背負っていきます。その辺のところをね。

それと、マスコミも随分変わってきましたね。

JCHOの元厚生省の技官の尾身茂さん、御存じだと思うのですね。随分テレビに出てきました。

この方は、国に医療の、300人のね、団体でつくられている医療の見解を政府に、尾身茂さんが提案する立場ですけれども、230億の補助金のうち、半分を医療とか、このコロナ対策に使わないで、半分のお金を株式、有価証券にとというのも、マスコミで発表されました。

それと、ファイザーの社員が、日本の8,000の医療機関に対して、そのうちの7,000の医療機関に助成金というのですか、賄賂というものを支給したと公表されています。

世界のテレビのほうで、日本ではどうしてそういうことをしないのでしょうか。

それと、いろんな大学教授、二木さんとかね、何千万といただいている金額も、全額明記されております。

必要でしたら、全て資料はありますので、おっしゃってください。

それで、大人がマスクをはずさないで、子供ははずせません。

議員さんがマスクをはずさないで、市民ははずせません。

それで、小さな子が酸欠で、二酸化炭素を吸い込みますよね。それで、酸欠で小さな子が脳が委縮しているというクリニックの写真なんかも、随分クリニック、出しています。

それで、私たち高齢者は、酸素が足りないと、認知症が進んでくるのですね。福祉施設、随分認知症が進んでいる実態。

それと、動態調査、去年、今年、厚生労働省は発表しないということですね、どうしてでしょうか。

でも、ホームページを開くと、去年の3倍の死亡者数が表示されています。8万人、多く死んでいます。

気がつくと思うのですね、救急車が本当に多く走っております。

本当に市にしっかりお願いいたします。

3つあるうちの1つでもいいです。ぜひお願いいたします。

○宇賀神委員長 ほかに陳情人に確認したいことはありませんか。鈴木委員。

○鈴木委員 先ほど大島議長も確認していましたが、結構このコロナワクチンについては、あくまで希望者のみ打つというような、今制度になっています。

当然、アレルギー体質を持った人とか、重篤な持病を持った人は打たないほうがいいとなっておりますし、あくまで希望者が打つような制度になっていますけれども、それについて

は、やっぱり私は希望者には打っていったほうがいいと、事実、これだけ、世界の奇跡と言われるぐらい、今、日本についてはコロナが小康状態、保っています。かなり減ってきています。

そういう意味においては、希望者は打っていてもいいのではないかと思いますけれども、いかがでしょうか。

○宇賀神委員長 答弁を求めます。

○陳情人 今現在、その日本のほうでコロナが低速しているという発言があったのですが、それは国際医学のほうでは、日本人は元々その抗体を持っているので、ワクチンを打たなくても、打っても打たなくても同じ結果になるという、そういったデータも出ております。

それで、その上で、選択があるというふうに言われていますけれども、今現在、職場のほうで、先ほども言ったのですけれども、私は労働組合の栃木地方本部の副委員長をやっております。

その中で、労働相談、ワクチンハラスメントが今多数出ております。

それで、どういった内容かといいますと、ワクチンを未接種だということで、その退職勧告が出ます、自主退職をしてくださいということで。

それで、あとは、その陰性証明書を、先ほども言ったように、4日に一度、自費で払ってくださいと、それで、1回につき3,000円から5,000円ぐらいかかってしまうようなものを、4日に一度出す。それが強制で、それをやらないと、もううちには置けないよというのが実態でございます。

そういった自由な選択があると言いつつも、強制されているのが現状なので、そういった自由選択肢ではないのですね、もう。

それで、職場の人間、労働者にとって退職ということ、解雇というふうに言われてしまったら、生命線を断ち切られることになってしまうので、命を落とすという危険性もあります。

それで、コロナワクチンを、もちろん打ちたくない方もいらっしゃる、打てないという方もいらっしゃる中で、どうして、そのワクチンを強制させなければいけないのか、そういった誤解をされている、自由選択肢ではないのですね、もう完全に。

それで、そこを、その国や市のほうできちんと明確に提示していない、禁止もしていない。なので、差別、制定をしてくださいというお願いをしている状態になります。

○宇賀神委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 日本人は特殊な抗体を持っていて、ワクチンにかかりにくいというのは、そういう説を持っている人も中にはいるかもしれないですが、まだ、それは医学的に、それはね、本当に少数派の意見でありますけれども、ワクチンの効果があるということは、一般社会的にも認めておりますけれども、その後におっしゃりましたね、ワクチンを打たないこ

とによって、職場でやはり労働ができるのを妨げられるようなね、状況が発生しているという事は、時々聞きますしね、また、やっぱり、そういうことはやっぱり私たちも、非常に注意して、関心を持っていきたいとは思っています。

○宇賀神委員長 ほかに陳情人に確認したいことはありますか。谷中委員。

○谷中委員 よろしくお願いいいたします。

今、やはり陳情の方からお話された情報ですか、リスクに対しての情報というのは、本当に書面でというのかな、そこは本当に少ないと私も思っているところがあります。

ただ、やはり強制ではないですけれども、まずは医療従事者とか、高齢者施設の方がワクチンを打ったということで、すごく高齢者の方が、もう自分は、かからないということはないと思うのですけれども、ワクチンを打ったので、もう安心して生活できるということで、すごく生き生き生活してらっしゃる姿も拝見するのですね。

その一方、やはり自分では納得できないという、きちんと自分の意思を持って、私も知り合いの中では何人かの方が、やはりまだ安心できる、自分の中では思わないので、打たないですという方や、自分のやはりアレルギーだったりして、そういうので打たないという方も当然いらっしゃるのですけれども、やはりこれだけ皆さんが打ったことによって、少なくなってきたという、先ほど日本人はそういうことではないということもあるということもお話伺いましたけれども、やはり今の皆さんの中では、やはりワクチンを打てば、コロナにかかるリスクが少ないという、そういう思いがすごく強くあると思うのですけれども、その辺、こういう、自分たちが信じて、ワクチンを打てばかからないって思っている方に対しては、やはりこういうリスクというものをやはり知らせて、やはりそこは危険だということをやったり知らせるといふ思いだとは思っているのですけれども、私はそのところは、やはり自由な選択があって、どちらも自分で選べればいいのかなんて思っているところなのですけれども、その方たちにも、何か、やはり伝えたいことというのはありますか。

3回目を目前にしているわけなのですけれども。

○宇賀神委員長 答弁を求めます。

○陳情人 今、先ほどおっしゃられたように、エピソードとエビデンスというのは違うのですね。

こう危険を回避したと思ったというものと、できないという結果というデータは違って、それで、その予防ができる、その打ったら感染しない、最初はそういうふう言われていて、「2回打てば大丈夫です」って言われていたものが、今、これ厚生労働省のほうでも、アメリカのCDCのほうでも、これは打っても感染します。それで、一番最初にやっていた海外のほうとか、イギリスのほうとかでも、感染爆発、波が出ている、これが、もうデータ、結果なので、打って、2回打った、3回打った国でも波があるということは、それは効いてないということなのです。

それで、むしろ、その接種者からスパイクタンパクが発している、そっちのほうが、今ファイザー社のほうで、公式文書のほうで、それが出ているのが、それがエビデンスです。実験データで、もう確証していることなので、それを踏まえた上で、接種者からこのスパイクタンパクが空気感染するものが発しられている。

それで、それによって、空気感染をしているのが、今の現状で波が出ている、そんなような報告が、ファイザー社自ら出している公式文書というものが、それも検索すれば出てくるものなのですが、そういったものを踏まえた上で、危険だというものを、私たちは思っているのですけれども、コロナに感染するよりも、接種者から発しているもの、そちらのほうが危険。

コロナというウイルスは接触感染ではないと、感染しないのですね。空気感染しません。ですが、スパイクタンパクは、タンパク質なので、空気感染します。

それで、今現在、空気感染をしているというオミクロン株というのが、それがスパイクタンパク、接種者から出されているものだというのは、皆さん、ニュースを見ていてもわかるように、皆さん、接種された方からうつられているのですね。

それで、そういったものが、それがエビデンスというものなので、そうするとエピソードとは、私たちは違うと思っております。

○陳情人 朝日でやっていましたね。群馬県太田市での工場で、42人のクラスターが発生したのは、皆さん、耳にしていると思うのですね。

42人のうち、クラスター全員、無症状、または軽症。

2回目接種している人が29人、未接種者が9人です。これ大人のデータですね。

なので、海外では日本よりも半年早く接種していますね。

コロナ感染者、9割が接種者です。接種した方の9割は、もう2回接種した方だということが海外ではもうたくさん出ています。

それで、日本の地方新聞でも、ワクチン打っても、打たなくても、効果は同じというような地方新聞、河北とか、福島ですね、地方新聞で随分報道されてきております。

私たちが提案しているのは、子供なのです。18歳未満、12歳、小中学生、親の言うことを聞かなくてはならないのですね。

なので、親が事実を知っていくというのが、子供を守るために、一番大事なことです。

その子供に、親がしっかりとこの事実を学んでいただいて、子供はもう打ってしまっ、自分の意思では決められないですね。

私の看護婦さん、会場で「打ちたくない」と言う子供の声を聞いています。

それと、皆さん、ちょっと疑問に思っているのは、マスコミが本当に正しいことを報道しているかどうかということですね。

私たちは、私も元公務員でした。厚生労働省、市の、県、県、国県の言うことに従って、準じて行政を行っていかねばなりません。

でも、マスコミは誰の言うことを聞くでしょう。スポンサーなのです。

接種会場で60代のね、女性がトイレで亡くなっていましたよね。それでも因果関係なし。

それと接種が終わって、待っている高齢者の男性がね、倒れて救急車で運ばれて、因果関係なし。因果関係を認めて4,000万払った件数は1件もありません。

私たちは、私も今年の6月までは、テレビで言うことを、一生懸命理解しようと思ってきていた立場です。

でも、おかしいかと、「95%、ワクチンを打てば効果があります」と最初言っていましたよね。

それが、今度は2回目、今度は3回目と半年で効果がなくなってしまうと。

日本人はね、YAP遺伝子というのを持っています。なので、集団免疫ができていますね。

昔ね、風邪引いて、「ちょっと味がわからないよ」って、味覚障害というのですけれども、「味がわからないよ」って言っていた。でもそのうち、ご飯食べられるようになってきますね。

あれが、コロナ菌が入ったウイルスだそうです。なので、日本人は海外の人と違って、特殊なのですね、YAP遺伝子は、なので、集団免疫を持てるのです。

でも、海外は集団免疫を持つことができないので、たくさんの方が亡くなっています。

まして、子供って、すごい免疫力高いのですね。

なので、ぜひ子供には、本当にこのワクチン、それとパスポートによる差別、いじめ、子供はもう直接的に言いますから、学校へ行けなくなっている子供もいます。

そういうことを考えて、私たちは子供を、自分の意思で行動できない、決められない、子供の命ですか、これからのね、一番大事な宝ですので、真剣にその辺のところを、議論をお願いいたします。

○宇賀神委員長 ほかに、はい、谷中委員。

○谷中委員 すみません、もう1点、伺いたいのですけれども、集団接種が始まる前に、東京のほうだったですけれども、医学生だったと思うのですね、大学のほうで、なかなか打つ子がいなかったというのがテレビで報道されました。

そのときに、きちんとその、そういうこと、子供たちをというか、生徒を集めて、何かいろいろお話をしたり、説明をしたらば、ほとんどの子が理解をして打つようになったというニュースが流れたのを私は覚えているのです。

それで、やはりいろんな考え方がある中で、医学生ですから、いろいろ自分なりに調べてやっていったと思うのですけれども、その点は、その医学生、いろいろ知識がある方がそういう行動をされたということが、すごく私にとっては、「あ、やはりこのワクチンは効くんだな」って、単純ですが、そんなふうに使っていたわけなのですけれども、その辺はどのよ

うにお考えですか。

○宇賀神委員長 答弁を求めます。

○陳情人 アルバイトがあるのは御存じでしょうか。接種会場に並んで、実際に並ぶだけでお金がもらえるというアルバイトがあるというのは御存じでしょうか。

ね、そういう、いわゆるサクラという者がいるのですけれども、サクラであったりとか、あと医学生の中で、キャンペーンで打ったら3,000円あげるよとか、本当にお小遣い稼ぎ程度に軽く考えて打っているという、そういう被害者の声が今、被害者の会の中で入っています。それが現状です。

実際のリアルの声として、きちんとされた、そのインフォームドコンセントはなかったという、医師からきちんとそういった説明、接種会場において、そういう治験中である、もちろん治験中であること、治験であることのリスク、メッセージRNAが今までの不活性ワクチンとは違うこと、そういったことを全て理解がしていなかった、それが回答です。子供たちの回答です。「お金がもらえるから打った」という、それが回答になっておりました。

○陳情人 遠征試合に、野球の遠征試合に行きたいですね、それで打ちたくないけれども、打って、次の日亡くなった。私の知り合いの子がいます。事実です。

○宇賀神委員長 ほかに陳情人に確認したいことはありませんか。

確認事項もないようですので、ここで陳情人の退席を求めます。

お疲れ様でした。

(陳情人退室)

○宇賀神委員長 それでは、陳情第10号について、各委員の意見、考え等を伺った上で、結論を出したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○宇賀神委員長 ご異議なしと認めます。

それでは、各委員の意見、考え等をお願いします。

意見、考え等のある方は挙手願います。

それでは、発言がないようですので、陳情第10号の取り扱いについて、採決を行います。

陳情第10号を採択とするか、不採択とするかで、挙手採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○宇賀神委員長 ご異議なしと認めます。

お諮りいたします。

陳情第10号について、採択とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手なし)

○宇賀神委員長 ゼロでありますので、陳情第10号については、不採択とすることに決ましまし

た。

次に、陳情第 11 号 ワクチンパスポートなどによるワクチン未接種者等への差別禁止条例制定のお願いを議題といたします。

この件につきましては、鹿沼市議会基本条例第 6 条第 3 項の規定により、陳情者である宇賀神幸子様にお越しいただいておりますので、陳情人の入室を許可します。

(陳情人入室)

○宇賀神委員長 宇賀神様、お疲れ様です。

早速ですが、ワクチンパスポートなどによるワクチン未接種者等への差別禁止条例制定のお願いについて、5分程度で説明をお願いします。

○陳情人 宇賀神幸子と申します。本日はお忙しい中、ありがとうございます。

佐藤市長様、議員様におかれましては、新型コロナウイルス感染症の対策にご尽力いただきまして、まことにお礼を申し上げます。ありがとうございます。

今回、私が陳情として申し上げたいことは、現在、新型コロナワクチンの市民への接種が進む中、ワクチン未接種者への偏見、差別などが全国的に問題となっており、ニュースなどでも報道されております。

そこにおきまして、ワクチンパスポートなどによる接種しない方に対する差別、偏見を受けることがないように、コロナワクチンパスポートなどによるワクチン未接種者への差別禁止条例の制定をお願いしたいと思います。

本県では、那須塩原市が差別禁止を規定した条例を制定しております。

別紙をご覧くださいいただければと思うのですが、感染症に、1 ページ目、2 ページ目のア、イ、ウ、エ、オとありますが、このような文面をつけていただいて、特に、エとオのところなのですけれども、「市内に在住し、又は通勤、通学、観光その他の理由により、来訪する者であって、感染症の予防接種を受けていないもの」。

「オ 市内に在住し、又は通勤、通学、観光その他の理由により来訪する者であって、マスクの着用、手指の消毒その他の感染症の感染を防止する対策をやむを得ない理由によって講じていないもの」、これらの人々に対する差別を禁止する条例が制定されておりますので、鹿沼市でも、ぜひこのような条例を、文面をつけ加えて、作っていただければと思っております。

また、私のほうで書き上げました陳情書の③のページなのですが、〔想定される事案〕というものが、1 から 8 番まで具体的に書いてあるかと思うのですが、例えば、未接種者であることを理由に、施設への来店、入店、利用を拒否される（医療機関、学校なども含む）。

②番、学校行事への参加を拒否される。

③番、職場を解雇、契約の更新を拒否される。

④番、職場において不当な配置転換を求められる。

⑤番、採用試験に不合格となり採用されない。就職が出来ない。

⑥番、未接種者には自己負担となる陰性証明書、抗体証明書などの発行が度々求められ、職場、学校、施設利用などで差別される。ワクチンを接種した接種者が有利となる。

⑦番、職場でつける名札にワクチン接種の有無を表示された。

⑧番、未接種者であることを理由に医療機関の受診を拒否されるなど、これらのことを含め、今後、これ以外のことも起こる可能性はありますので、こういった文面も差別防止条例の中に、具体例として記入していただいて、こういった医療機関、学校、施設などで差別が起きないように法案を制定していただきたいと思っております。

4 ページ目の「最後に」のところを読ませていただきますと、1番としまして、新型コロナウイルスは、がんや心疾患などに比べ、死亡者数が圧倒的に少ないにもかかわらず、接種した後に亡くなったり、副反応で苦しんだりする危険性を冒してまで、開発期間が1年未満の治験中のワクチン、通常ではワクチンは7年から10年程度開発に時間がかかるところを、1年未満のワクチンを報道などや他人への思いやりという概念で、職場や学校などでの同調圧力の効果で法令に基づかずとも、半ば強制的な感覚で接種を求められる必要があるのでしょうか。

2番、過去インフルエンザが大流行した際に、緊急事態宣言などの対策を行わなかったにもかかわらず、死亡者数が圧倒的に少ない新型コロナウイルスに対して、マスクを含めた行動制限などを強いるのでしょうか。

また、毎年10万人前後が肺炎で亡くなっていますが、肺炎の感染を恐れて、経済活動を停止することがないにもかかわらず、なぜ累計死者数が1.8万人の新型コロナに対して、過剰な自粛を要請されるのでしょうか。

3番、また、接種年齢が12歳まで引き下げられましたが、そして、また、もっと年齢のほう引き下げられようとしておりますが、若い人や子供たちが新型コロナに感染しても、死亡率、重症率もほとんどないのに、なぜ12歳まで接種年齢が引き下げられなければならないのでしょうか。

4番、安全性が確立されていない治験中のワクチンを、市長様初め、議員様、我々市民の大切な家族、そして、皆様の孫子の健康を脅かすかもしれないコロナワクチンを打つことに慎重な判断が必要ではないかと思われまます。

早急に接種年齢の引き下げをやめていただきたいと思います。

5番、人間としての人権を守って生活していくことのできる世の中であってほしいと切に希望します。新型コロナに感染された方や新型コロナワクチンを打たない人の人権を守ること、孫子の代までも人権を守りたいと考えております。

最後に、このコロナワクチンは治験中であり、このような安全性が確認されていないワク

チンであると思います。

このような治験中のワクチンを打つことのほうが危険であると思います。

別紙にありますように、薬害、今までも薬害が多数起こっておりますが、このような薬害が今後起きないと、絶対起きないと言えないと思います。

皆様の孫子の代にいかなる副作用が現れ、子孫を苦しめることになる可能性がないと否定することはできません。

私たちの未来の子供たちのために、我々市民がこのワクチンを接種することが安全かどうか、もう一度皆様に調べていただき、議会で議論していただきたいと思います。

ありがとうございました。

○宇賀神委員長 陳情人の説明は終わりました。

陳情人に確認したいことはありませんか。谷中委員。

○谷中委員 お世話になります。

○陳情人 お世話になっております。

○谷中委員 すみません、3ページの8番なのですけれども、想定される事案というところで、②番で、「未接種であることを理由に学校行事への参加を拒否される」というところが、ちょっと気になったのですけれども、今鹿沼市のほうでは、子供たちの接種も、まず家庭ですね、接種したほうがいいという家庭の方は結構打ち始めたということも理解しているわけなのですけれども、そういうのを含めて、学校のほうでは、一切その打ったとか、打たないとかということは、先生方も一言も口には言いませんし、もうそれ自体言っただけで、クラスの中で、「僕は打った」とか、「打たない」とかという話になるのも、やはりそれは、やはり人権問題になるということで、徹底されているのを私は伺っているのですね。

ですから、さほど、今そういうことに関してはないのかなと思われたのですけれども、ここで挙げられたということは、やはり思いがあると思うので、そこをもうちょっとお話していただけますか。

○宇賀神委員長 説明をお願いします。

○陳情人 そうですね、私の子供が通っている学校などでも、そのようなことはないかと思いますが、子供たちの間で、水面下でどのようなことが実際、必ずないとも言えませんし、今後起きないためのその予防も込めて、こういったワクチンパスポートなどによる未接種者への差別防止の具体例の一例として挙げていただいて、もう一度学校に徹底していただくというような形の思いを込めた文章になっております。

○宇賀神委員長 谷中委員。

○谷中委員 そうですね、子供たちはやはりね、そういうところで差別というのは一番悲しいことですから、そういう願いを込めてのものであるということは理解しました。

私もシトラスリボン運動ということで、もちろん全国的にも広がり、栃木県でもそういう

ことがあって、鹿沼市もそこは推進をしまして、小学校、中学校にそういうリボンを配ったり、やはりそういうことで差別とか、偏見がないようにということで、そういう運動を一生懸命されている方もいらっしゃるのです、結構そういうものが広がっていくことによって、ある程度、そういうものは防げるかなというところもあるのですけれども、そういうことをご心配されているということで、理解いたしました。

○宇賀神委員長 ほかに陳情人に確認したいことはありますか。大貫委員。

○大貫委員 那須塩原のような条例を作ってほしいということですが、鹿沼市に、包括的なその人権を守る条例があるのですね。鹿沼市人権尊重の社会づくり条例というのがあるので、このコロナウイルス感染症とか、そういうものに特化したものではないですが、鹿沼市としても全体として、その人権を尊重していこうということを言っていますし、また、行政のほうでも市長自らいろんな場面で、そのコロナウイルス感染症に対してのいろんな差別、そういうものはあってはならないということも言っているので、この那須塩原のも結局理念条例なので、それを制定したからといって、何か罰則があるわけでもありませんし、ということなので、ただ、それでも条例を求めるといふことなのか。鹿沼市でそういうふうな条例は策定しなくても、そういうものがきちんに行われればいいということなのか、その辺はどうなのですか。

○宇賀神委員長 説明をお願いします。

○陳情人 ありがとうございます。そうですね、そういった人権に関するものがあるということ、ちょっと不勉強で申し訳ありません。

ただ、職場などで特になのですけれども、上司から執拗な受けたか、受けないかの確認などがあつたりですとか、そういったものはやはりどこでもあるようでして、改めて、このワクチンに関しての防止条例を作っただけであれば、よりそういうことは言葉に出しても、思っている、思うこと自体を、「それ差別なんだ」、「打ってないんだな、あの人は」なんて思うこと自体が差別なんだという認識を持っていただきたいと思っておりますので、できれば、しっかりとした文面にて作っていただきたいと思っております。

○宇賀神委員長 はい、大貫委員。

○大貫委員 ご趣旨はわかりました。それで、本当にね、そういう職場での差別とか、学校での差別とか、そういうものはあってはならないと思うので、それは条例を作る、作らないにかかわらず、やっぱり皆さんからもいろいろ言っていただいて、行政としてもそういう事案が水面下に隠れないように、きちんと皆さんの声を受け止めて、ちゃんとした対処ができるような、そういう仕組みをきちんと作っていくことが大事なのかなというふうに感じました。はい、ありがとうございます。

○宇賀神委員長 ほかに陳情人に確認したいことはありますか。

確認事項もないようですので、ここで陳情人の退席を求めます。

お疲れ様でした。

○陳情人 ありがとうございます。

(陳情人退室)

○宇賀神委員長 それでは、陳情第 11 号について、各委員の意見、考え等を伺った上で、結論を出したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○宇賀神委員長 ご異議なしと認めます。

それでは、各委員の考え等をお願いします。

意見、考えのある方は挙手を願います。大島委員。

○大島委員 前の陳情人の方にも言いましたけれども、選択の自由というのは確かにあるべきだと思うのですね。これは打ちたい人の自由も、打ちたくない人の自由もやっぱり奪ってはいけない。

ただ、そこに至るには、正確な情報の発信というのは、確かにあると思うのですけれども、今回はその人権に重きを置いた陳情でありますから、これは感染症にかかわらず、鹿沼市においてはあらゆる人の人権をきちんと守るという精神においてやるべきではないかなど。

陳情人の文章を読ませていただくと、強制的な接種を防ぐと、今、強制的ではないと思うのですよ。

それと、年齢の引き下げ、年齢の引き下げも言っていますが、これも決して強制的にやっているものではないと思うのですね。

それで、陳情人の最後に、6点、話がありましたけれども、中を読んでみると、科学的にその根拠があって、そこを証明しているわけではなくて、どうしてもやっぱり感情的な訴えによるところが多いような気がします。

そんなことから、私は、今回これは不採択にしたいと思っています。私の意見。

○宇賀神委員長 そのほかに意見や考え等のある方はいませんか。鈴木委員。

○鈴木委員 私も今大島委員のおっしゃったように、打つ選択権があるわけですね。打つのも自由、打たないのも自由であります。

特に、先ほどの人も、子供については選択権がないというような意味のことをおっしゃっていましたが、子供については、その親、保護者がその子供の監督責任を持っているわけですから、まだ子供については十分な判断能力がない中、子供に選択させるというのは、これは逆に、それはあまりよくないこと。やっぱりその子の親が自分の子供のためを思って、打つのか打たないかという選択をするということが非常に大事だと思いますので、そのことを強く私は感じております。

要するに、打つのも自由、打たないのも自由ということだと思います。

だから、これに関して、人権について、差別されないようにということで、これについて

は、大貫委員が先ほどおっしゃったようにね、鹿沼では人権意識も高くなっていますし、人権条例もできていますので、それに適用をさせて、我々が日頃それを意識を高めていけば、対応できるのではないかと、そういうふうに思っています。

どっちみち作ったとしても、罰則条例はないわけですから、とにかく規範意識を我々が高めていくしかないと思います。

○宇賀神委員長 ほかに意見や考え等がある方はいません、はい、大貫委員。

○大貫委員 私もあくまでも、理念条例であるので、条例、作ることによって、いろんな啓発をすることは可能でしょうけれども、要はそういうことがあってはならないということをやるということが大切なので、条例を作らなくても、それはやれることなので、それはやっていただきたいと思うのですけれども、ぜひ、私、なので、これ、採択、不採択でいいと思うのですけれども、委員長の報告の中で、ぜひ、こういう差別があってはならない、いろんな、確かにこの言っている、日本って同調圧力が強いといわれている国ですから、想定されるようなことが職場でなり、いろんなところで起こり得る可能性は確かに否定できないのかなというもののなのですね。

だから、これはやっぱり行政としてこういうものを念頭に置きながら、きちんとその対策をとっていくということは大切なことだと思うので、委員長のその報告の中で、そういうことを行政に対しては要望したいというようなことを、ぜひつけ加えていただけると、ありがたいというふうに思います。以上です。

○宇賀神委員長 はい、谷中委員。

○谷中委員 先ほど質疑をしたように、想定される事案ということで、本当にこういうことが起きたら大変だなということが、本当に書かれていると思うのですね。

だから、学校に関しましても、今、ほとんど問題がないと私は思っていますし、職場が本当にこうなったら、合格できないとか、ねえ、そういう採用されないということになったら大変ですから、そういうことに関しては、やはり今大貫委員がおっしゃったように、やはり行政側もできる限りそういうことが起きないような、やはり工夫というか、そういうことはしていく必要が、もちろん学校に関してもあると思いますので、やはり私も報告の中でそこは、条例まではやはり条例、今人権のほうがありますから、そうではなくて、そういう委員長からの報告というか、もう一度そういうことをきちんと確認しようぐらいの動きは鹿沼市としてやっていただければと思っています。

○宇賀神委員長 ほかに意見や考え等のある方はいませんか。

それでは、発言が出尽くしたようですので、陳情第 11 号の取り扱いについて、採決を行います。

陳情第 11 号を採択とするか、不採択とするか、挙手採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○宇賀神委員長 ご異議なしと認めます。

お諮りいたします。

陳情第 11 号について、採択とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手なし)

○宇賀神委員長 挙手ゼロであります。

したがって、陳情第 11 号については、不採択とすることに決しました。

ここで、はい、鰐原委員。

○鰐原委員 委員長、暫時休憩願います。

(「賛成」と言う者あり)

○宇賀神委員長 ここでね、はい、わかりました、はい。

では、ここで執行部の出席者のうち、日向野人権推進課長と福田産業振興課長に退席を求めます。

(両課長退席)

○宇賀神委員長 それで、暫時休憩といたします。

再開は、11 時 20 分とします。

(午前 11 時 09 分)

○宇賀神委員長 休憩前に引き続き再開いたします。

(午前 11 時 20 分)

○宇賀神委員長 次に、議案第 79 号 専決処分事項の承認について(令和 3 年度鹿沼市一般会計補正予算(第 5 号))のうち、関係予算を議題といたします。

執行部の説明をお願いします。秋本厚生課長。

○秋本厚生課長 厚生課長の秋本です。よろしく願いいたします。

議案第 79 号 専決処分事項の承認について「令和 3 年度鹿沼市一般会計補正予算(第 5 号)」中、保健福祉部所管の主な歳出についてご説明いたします。

補正予算に関する説明書の 5 ページをお開きください。

上から 2 段目、3 款 民生費 3 項 1 目 施行事務費の説明欄、生活保護運営対策事務費 380 万円の増につきましては、「生活福祉資金の特例貸付」の申請期間が 11 月 30 日まで延長されたことに伴い、特例貸付を受けた世帯に商品券を支給する「鹿沼市生活再建応援事業」をあわせて延長するための経費であります。

次に、3 段目、4 款 衛生費 1 項 1 目 保健指導費の説明欄、保健衛生事務費 900 万円の増につきましては、新型コロナウイルスワクチンを接種できない市民を対象に、全額自己負担で受けた PCR 検査代等の一部を助成するための経費 500 万円及び、市内の検査体制強化のために、PCR 検査機器等を導入する医療機関に対して、その購入費の一部を助成す

るための経費 400 万円を計上するものであります。

以上で、「令和 3 年度鹿沼市一般会計補正予算（第 5 号）」中、保健福祉部が所管する主な歳出についての説明を終わります。

○宇賀神委員長 高橋子育て支援課長。

○高橋子育て支援課長 子育て支援課長の高橋です。よろしくお願いいたします。

議案第 79 号 専決処分事項の承認について「令和 3 年度 鹿沼市一般会計補正予算（第 5 号）」中、こども未来部所管の歳出についてご説明いたします。

5 ページをお開きください。

一番上の段、3 款 民生費 2 項 3 目 こども支援費の説明欄、いちごっこ未来応援特別給付金事業費 5,310 万円の増につきましては、令和 2 年度に、国が支給した「特別定額給付金」の対象にならなかった新生児を対象に、市が独自に「いちごっこ未来応援特別給付金」を支給いたしました。今年度も同様に、コロナ禍における育児支援として、今年度中に出生した新生児 1 人につき 10 万円を支給するためのものであります。

以上で、「令和 3 年度鹿沼市一般会計補正予算（第 5 号）」中、こども未来部所管についての説明を終わります。

○宇賀神委員長 駒場教育総務課長。

○駒場教育総務課長 教育総務課長の駒場です。よろしくお願いいたします。

議案第 79 号 「専決処分事項の承認について（令和 3 年度鹿沼市一般会計補正予算（第 5 号）」のうち、教育委員会関係予算についてご説明をいたします。

まず、歳入についてご説明いたします。

「令和 3 年度補正予算に関する説明書」の 3 ページをお開きください。

上から 2 段目、16 款 県支出金 2 項 7 目 教育費県補助金の説明欄、小学校管理費県補助金 354 万円の増につきましては、G I G A スクール構想の推進に向け、家庭でのインターネットを活用した学習活動を行うため、W i - F i 環境がない家庭に貸与する、モバイル W i - F i ルーターを整備するための補助金を増額するものであります。

次に、歳出についてご説明いたします。7 ページをお開きください。

上から 2 段目 10 款 教育費 2 項 1 目 学校管理費の説明欄の○、情報化教育推進事業費 577 万 1,000 円の増につきましては、歳入と同様に G I G A スクール構想の推進に向け、家庭でのインターネットを活用した学習活動を行うため、W i - F i 環境がない家庭に貸与する、モバイル W i - F i ルーターを整備する費用を増額するものであります。

次に、その下の欄、2 目 教育振興費の説明欄の○、教材教具購入費 362 万 5,000 円の増につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響で、外出機会の減少による在宅時間の充実や家庭学習の充実、読書習慣の更なる取り組みとして、小学校における図書の実用を図るための費用を増額するものであります。

次に、3段目 10款 教育費 3項2目 教育振興費の説明欄の○、教材教具購入費 206万1,000円の増につきましては、小学校同様、中学校における図書の実を因るための費用を増額するものであります。

以上で、議案第79号 専決処分事項の承認について（令和3年度鹿沼市一般会計補正予算（第5号））のうち、教育委員会関係予算についての説明を終わります。よろしくお願いたします。

○宇賀神委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順に発言を許します。鈴木委員。

○鈴木委員 6ページですね、いちごっこ未来応援特別給付金事業で、引き続き、今年も行うということですが、5,310万円の予算で、これはあれ、執行ではなくて、何人の予定で組んでいるのか。お願いします。

○宇賀神委員長 執行部の説明をお願いします。高橋子育て支援課長。

○高橋子育て支援課長 子育て支援課長の高橋です。

ただいまの鈴木委員のご質問にお答えいたします。

何人の人数で見込んでいるかということなのですが、530人で見込んでおります。

具体的には、8月までに出生している人が226人、それから妊娠届により来年3月までに出生見込みの人、それが293人で、519人、それから今後妊娠中の女性が、転入してくる場合なども考えて530人を見積もっております。

以上で説明を終わります。

○宇賀神委員長 ほかに質疑はありませんか。館野委員。

○館野委員 では、ちょっと1点だけ、ちょっと学校教育課長、駒場課長ですかね、ちょっと教えてもらいたいのなのですが、ルーターの話、あ、こっちですね、はい。

では、ルーターの設置の台数について、ちょっと、これ577万のうちで、何台入れたのか、ちょっと教えてください。

○宇賀神委員長 大貫学校教育課長。

○大貫学校教育課長 学校教育課長の大貫です。よろしくお願いたします。

館野委員のご質問にお答えさせていただきます。

こちら、今回354台、354世帯分ということで、計上させていただきました。

根拠といたしましては、今年の5月に、こういったインターネット環境があるかないかという調査を行って、環境がないというふうにお答えをいただいた世帯数で計上させていただきました。以上です。

○宇賀神委員長 はい、館野委員。

○館野委員 はい、わかりました。ということは、必要な世帯には全部行き渡ったという解釈でいいのですね。では、大丈夫。

○宇賀神委員長 大貫学校教育課長。

○大貫学校教育課長 その世帯分を今回、用意するつもりでございます。以上です。

○宇賀神委員長 ほかに質疑はありませんか。谷中委員。

○谷中委員 8ページの図書の充実ということだったと思うのですね。教材教具の購入費ということで、360万と200万ということなのですが、なかなか図書費がなく、あまり少なく、学校のほうでは新しい本をね、買うというのが難しいときになっているわけなので、選書というのはすごく難しいと思うのです。

それで、今回はどんなものを購入されたか教えてもらっていいですか。

○宇賀神委員長 大貫学校教育課長。

○大貫学校教育課長 谷中委員のご質問にお答えさせていただきます。

学校図書の、本の選定につきましては、基本的に学校のほうで行っているという状況になっております。

学校の担当の先生と、それから図書館の支援員さんが、各学校にいますので、そちらの方々が中心、または子供たちにアンケートなどもとっている場合もあるかもしれませんが、そういった方が、そういったことで選んでいるという状況にあります。

また、中学校では、自分たち、生徒さんたちが、自らこういう本を購入したいなんていうことで選んでいる事例もございます。以上です。

○宇賀神委員長 谷中委員。

○谷中委員 選び方に関しては、子供たちとかね、その学校独自でというのは、もう当然で、大変すばらしいと思うのですね。子供たちがやはり読みたい本ということで。

ちなみに、どんなもの系というのですか、今回は買えたかというのが、ちょっとわかる範囲でいいのですけれども、教えてもらっていいですか。

○宇賀神委員長 大貫学校教育課長。

○大貫学校教育課長 本の内容的なものでしょうかね。

様々でございます、小学校では図鑑的なものもございますし、あと今、はやっているような図書もございます。また、中学校におかれましても、そのレベルのですね、今の流行的な、はやっているような本などもございますので、具体的な、その本の名前までは、すみません、今ちょっと資料が手元にないので、お答えできませんが、既に学校、小中学校とも今回の専決の補正の予算ですね、購入は大体6割から7割ぐらいの予算のほうは、執行はしているような状況でございますので、それぞれの学校におきまして、購入のほうは進めているところでございます。以上です。

○宇賀神委員長 谷中委員。

○谷中委員 やはりこういう時代で、どんなものかというのは、多分ね、調べ学習とか、そういうことだったので、図鑑のかなという感じはするのですけれども、やはり子供たちが選

んでいる、今自分たちが読みたいものということであれば、すみません、ちょっとお手数かけますが、どんなもの、分類でいいのですよ、一つ一つの部分の本の題名ではなくて、こんなものを購入されたという形が、後で教えていただければありがたいです。よろしくお願ひします。

○宇賀神委員長 ほかにご質疑はありませんか。

はい、大貫学校教育課長。

○大貫学校教育課長 谷中委員の今のお話ですね、はい、お調べして、後で資料のほうお届けしたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

○宇賀神委員長 ほかにご質疑はありませんか。鰐原委員。

○鰐原委員 6 ページのね、生活保護運営対策事務費かな、11 月 30 日まで延長されて、商品券云々というお話があったのですが、もうちょっと詳しくお伝え願ひえますか。

○宇賀神委員長 秋本厚生課長。

○秋本厚生課長 厚生課長の秋本です。

まず、鹿沼市生活再建応援事業であります、県の社会福祉協議会が行っております生活福祉資金の特例貸付を受けた世帯に対して、市独自の支援策として、鹿沼市共通商品券、または栗野商品券を給付する事業となっております。

支給の内容につきましては、特例貸付の決定を受けた全世帯を対象とし、貸付金額総額の 50%、上限 5 万円の商品券給付となります。

子育て世帯につきましては、1 人当たり未就学児は 3,000 円、小中学生は 5,000 円、高校生は 1 万円を加算いたします。

申請につきましては、鹿沼市社会福祉協議会を窓口として、特例貸付申請と一体的に受付を行っております。

今年度実績であります、4 月から 11 月までの実績となります 199 世帯、うち子育て世帯は 66 世帯であります。

給付額につきましては、総額で 1,058 万 7,000 円となっております。

以上で説明を終わります。

○宇賀神委員長 鰐原委員。

○鰐原委員 わかりました。ありがとうございました。

続けてよろしいでしょうか、質問。

○宇賀神委員長 はい、鰐原委員。

○鰐原委員 保健衛生事務費、PCR 検査というような、その一部を助成したというようなお話を、これも伺いましたが、もうちょっと詳しくご説明願ひえますか。

○宇賀神委員長 亀山健康課長。

○亀山健康課長 健康課の亀山です。よろしくお願ひいたします。

ただいまの新型コロナウイルス感染症対策のPCR検査費用等の助成事業について、説明をさせていただきます。

こちらにつきましては、持病等がありまして、ワクチン接種ができないような方、また、12歳以下の方、そういった方がPCR検査を行った際の費用を、こちらの全体の5,000円を上限に支援するものとして制定をしたものになります。

それで、5,000円につきましては、金額の支給、お金の支給ということではなく、市と栗野商工会の商品券をお渡しするという制度になっております。

11月からスタートをしておりますが、ちょうど新型コロナ感染者が減少した時期と重なってしまいまして、現時点での利用者はございません。

以上で説明を終わります。

○宇賀神委員長 鰐原委員。

○鰐原委員 この周知がね、今ゼロだというわけですが、周知はどのようになさっていました？

○宇賀神委員長 亀山健康課長。

○亀山健康課長 健康課の亀山です。

こちらの周知につきましては、報道機関等への投げ込み、それからホームページへの掲載等で行ってまいりました。以上です。

○宇賀神委員長 鰐原委員。

○鰐原委員 わかりました。ありがとうございます。

○宇賀神委員長 ほかに質疑はありませんか。舘野委員。

○舘野委員 すみません、ちょっと追加であと1点、ルーターの件で教えてください。

多分、購入費用で354台だと思うのですが、これからはこの通信料というか、このランニングコストはどれぐらいをみているのか、その契約状況について、もし教えていただければ。

○宇賀神委員長 大貫学校教育課長。

○大貫学校教育課長 舘野委員のご質問にお答えさせていただきます。

今回は、このモバイルルーターだけ、機械、機器だけを購入する予定でして、実際につながるためには、SIMカードというものを今度入れて使えるようにするということなのですが、そのSIMカードにつきましては、個人の契約が基本となるということで、考えております。

それで、大体大手ですね、ドコモとか、auとか、ソフトバンクあたりですと、使用料、あと使用期間によっても違うと思うのですが、大体7,000円とか、8,000円ぐらいはかかってしまうのかなということで考えているのですが、ただ、なかなかそういった金額ですね、大金ということもありまして、学校教育課のほうですね、今後、こういった形で、そういう対象の世帯の方々にプランを提供できるかということを検討しまして、また、要保護、準要保護の世帯につきましてはの支援ということも、今後考えていきたいなというふうに考えてお

ります。

あくまでも、契約については個人ということで考えております。以上です。

○宇賀神委員長 はい、館野委員。

○館野委員 ちょっと今SIMカードは個人の契約ということだったのですが、それは月額7,000円を保護者のほうで負担をしてもらいたいという解釈ですよね。

そうすると、結構、その保護者の方、年間8万、7、8万かかってしまうと思うのですが、その負担って結構大きいような気がするのですね。

それだったら、かえって、これから教育課のほうでやっていくかと思うのですが、あまり負担のかからないような感じではないと、ちょっとこれも、ルーターだけはあるけれども、使えないような気がするのですね。それは後でお願いしたいと思います。

○宇賀神委員長 ほかに質疑はありませんか。

別段質疑もないようですのでお諮りいたします。

議案第79号中関係予算については、原案どおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○宇賀神委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第79号中関係予算については、原案どおり承認することに決しました。

次に、議案第80号 令和3年度鹿沼市一般会計補正予算(第6号)についてのうち、関係予算を議題といたします。

執行部の説明をお願いします。秋本厚生課長。

○秋本厚生課長 厚生課長の秋本です。

議案第80号 「令和3年度鹿沼市一般会計補正予算(第6号)」中、保健福祉部所管の主な歳入、歳出についてご説明いたします。

まず、歳入について、ご説明いたします。

補正予算に関する説明書の5ページをお開きください。

一番下の段、14款 使用料及び手数料 1項、続きまして、次のページ、お開きください。7ページ。

あ、すみません、失礼しました。5ページの一番上になります。

2目 民生使用料の説明欄2行目、高齢者福祉センター使用料 208万4,000円の減につきましては、新型コロナウイルス感染予防のため、高齢者福祉センターの休館及び、限定的な開館による入館料の減収を計上するものであります。

次に、同じ説明欄3行目、高齢者・障害者トレーニングセンター使用料 95万7,000円の減につきましては、高齢者・障害者トレーニングセンターが新型コロナウイルス感染症のワクチン接種会場となったため、限定的な利用による使用料の減収を計上するものであります。

次に、2段目、15款 国庫支出金 1項1目 民生費国庫負担金の説明欄2行目、障害者

自立支援事業費国庫負担金 1億950万円の増につきましては、障害者介護給付費等の実績見込みによる、交付額の増であります。

次に、3段目、15款 国庫支出金 2項3目 衛生費国庫補助金の説明欄2行目、保健衛生事務費国庫補助金 133万8,000円の増につきましては、健（検）診結果の利活用に向けた情報標準化整備事業に対する国庫補助金を計上するものであります。

次に、4段目、16款 県支出金 1項1目 民生費県負担金の説明欄2行目、障害者自立支援事業費県負担金 5,475万円の増につきましては、障害者介護給付費等の実績見込みによる、交付額の増であります。

7ページをお開きください。

上から2段目、18款 寄附金 1項2目 民生費寄附金の説明欄2行目、在宅高齢者支援事業費寄附金 42万4,000円の増につきましては、介護・認知症対策のための寄附による増収を計上するものであります。

次に、歳出について、ご説明いたします。

11ページをお開きください。

一番下の段、3款 民生費 1項2目 障害福祉費の説明欄、1つ目の○、障害者自立支援事業費 2億1,900万円の増につきましては、生活介護や就労継続支援の報酬単価改訂のほか、サービス利用者の増加による扶助費の伸びを計上したものであります。

続きまして、同じ段、3目 高齢者福祉費の説明欄、1つ目の○、在宅高齢者支援事業費 42万4,000円の増につきましては、歳入でご説明の寄附金を活用した「認知症ケアパス」、これは認知症ガイドブックでありますけれども、その作成費を計上するものであります。

同じ説明欄の、2つ目の○、高齢者福祉施設入所費 190万7,000円の増につきましては、市外の盲養護老人ホームに2名を措置入所するため、施設措置費を計上するものであります。

13ページをお開きください。

一番下の段、4款 衛生費 1項1目 保健指導費の説明欄、2つ目の○、保健衛生事務費 220万円の増につきましては、健（検）診結果の利活用に向けた情報標準化整備事業を実施するため、健康管理システム改修の委託料を計上するものであります。

29ページをお開きください。

次に、「債務負担行為の補正に関する調書」について、ご説明いたします。

事項の2 予防接種費（医薬材料購入）の限度額 1億448万円につきましては、令和4年度予防接種の医薬材料（ワクチン）購入のための入札を令和3年度中に執行するため、購入費の債務負担行為を設定するものであります。

以上で、「令和3年度鹿沼市一般会計補正予算（第6号）」中、保健福祉部が所管する主な歳入、歳出についての説明を終わります。

○宇賀神委員長 高橋子育て支援課長。

○高橋子育て支援課長 子育て支援課長の高橋です。

議案第 80 号 「令和 3 年度鹿沼市一般会計補正予算（第 6 号）」中、こども未来部所管の歳入・歳出についてご説明いたします。

5 ページをお開きください。

はじめに、歳入について、ご説明いたします。

2 番目の段、15 款 国庫支出金 1 項 2 目 衛生費国庫負担金の説明欄、養育医療対策事業費国庫負担金 41 万 4,000 円の増につきましては、出生時の体重が 2,000 グラム以下または身体の機能が未熟なまま生まれ、医療機関への入院を必要とする乳児の医療費の自己負担分を給付するための国の負担金であります。

次に、3 番目の段、15 款 国庫支出金 2 項 2 目 民生費国庫補助金の説明欄、児童福祉総務事務費国庫補助金 198 万円の増につきましては、令和 4 年度から、児童手当の支給制度が一部改正されるため、そのシステム改修を今年度中に行うための補助金であります。

次に、4 番目の段、16 款 県支出金 1 項 2 目 衛生費県負担金の説明欄、養育医療対策事業費県負担金 20 万 7,000 円の増につきましては、先ほどの国庫負担金と同様に、県の負担金であります。

次に、7 ページをお開きください。

4 番目の段、21 款 諸収入 4 項 3 目 雑入の説明欄、放課後児童健全育成事業返納金 217 万 1,000 円の増につきましては、放課後児童クラブ、これは学童保育クラブでございますけれども、こちらからの、市からの委託料に対する支援員の配置不足による過年度委託料の返納金でございます。

次に、歳出について、ご説明いたします。

11 ページをお開きください。

一番下の段、3 款 民生費 1 項 2 目 障害福祉費の説明欄 2 つ目の○、こども発達支援センター運営費 8 万 6,000 円の減につきましては、あおば園に勤務する会計年度任用職員の 12 月の期末手当の支払い額を、1.275 カ月分から、一般職の職員と同様に 0.15 カ月分引き下げ、1.125 カ月分とすることによるものであります。

次に、13 ページをお開きください。

2 番目の段、3 款 民生費 2 項 1 目 児童福祉総務費の説明欄 1 つ目の○、家庭相談員報酬 29 万円の増につきましては、時間外勤務実績の見込みによる不足分 41 万円の増額と 12 月期末手当の支払い額を、一般職の職員と同様に、0.15 カ月引き下げることに伴う 12 万円の減額によるものであります。

3 つ目の○、児童福祉総務事務費 144 万 8,000 円の増につきましては、先ほど歳入でご説明いたしました、放課後児童クラブからの過年度委託料の返納金 217 万 1,000 円のうち、国と県へ 3 分の 1 ずつ、それぞれ 72 万 4,000 円を償還するものであります。

その下の 2 目 保育所費の説明欄、保育所運営費 231 万 9,000 円の減につきましては、公立保育園に勤務する会計年度任用職員の 12 月期末手当の支払い額を、これも、一般職の職員と同様に、0.15 カ月引き下げることによるものであります。

その下の 3 目 こども支援費の説明欄 1 つ目の○、児童手当費 198 万円の増につきましては、先ほど歳入でご説明いたしました、児童手当制度改正に伴うシステム改修のための委託料でございます。

そのすぐ下、2 つ目の○ こどもみらい基金積立金 3,000 万円の増につきましては、ふるさと納税による寄附金によるものであり、こどもみらい基金に積み立てるものであります。

一番下の段、4 款 衛生費 1 項 6 目 子育て支援保健対策費の説明欄、養育医療対策事業費 103 万 5,000 円の増につきましては、歳入でご説明いたしました、身体が未熟なまま生まれ、医療機関への入院を必要とする乳児の医療費の自己負担分に対する給付金であります。

以上で、議案第 80 号 「令和 3 年度鹿沼市一般会計補正予算（第 6 号）」中、こども未来部が所管する歳入・歳出についての説明を終わります。

○宇賀神委員長 駒場教育総務課長。

○駒場教育総務課長 教育総務課長の駒場です。よろしくお願いいたします。

議案第 80 号 「令和 3 年度鹿沼市一般会計補正予算（第 6 号）」のうち、教育委員会関係について、ご説明をいたします。

まず、歳入についてご説明いたします。

「令和 3 年度補正予算に関する説明書」の 3 ページをお開きください。

一番下の段 14 款 使用料及び手数料 1 項 1 目 総務使用料の説明欄、芸術文化振興使用料 200 万円の減につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、市民文化センターが約 2 カ月間休館になったことなどにより、使用料を減額するものであります。

次に、5 ページをお開きください。

同じく 14 款 1 項 8 目 教育使用料の説明欄、体育施設使用料 437 万 1,000 円の減につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、鹿沼運動公園運動施設使用料、学校開放事業使用料、自然の森総合公園運動施設使用料、栗野地域体育施設使用料をそれぞれ減額するものであります。

次に、7 ページをお開きください。

上から 4 段目 21 款 諸収入 4 項 3 目 雑入の説明欄 2 行目、市民文化センター入場料 600 万円の減につきましては、市民文化センターにおける自主事業が、新型コロナウイルス感染症の影響で、中止になったことにより、入場料を減額するものであります。

次に、歳出についてご説明いたします。

19 ページをお開きください。

上から3段目 10款 教育費 1項2目 事務局費の説明欄、2つ目の○、公立学校非常勤講師報酬 155万1,000円の減につきましては、人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じ、公立学校非常勤講師57名分の期末手当を減額するものであります。

次に、その下の○、教育相談専門員報酬 35万3,000円の減につきましても、人事院勧告により、教育相談専門員13名の期末手当を減額するものであります。

次に、一番下の段 10款 教育費 2項1目 学校管理費の説明欄の○、校舎等施設整備事業費 349万3,000円の増につきましては、中央小学校の「高圧受電ケーブルの引き換え」や石川小学校の「老朽した倉庫の撤去及び既存機械室の改修」、南摩小学校の「トイレの多目的な使用に伴う改修」、清洲第2小学校の「雨水対策に伴う敷地整備」に要する経費を増額するものであります。

次に、21ページをお開きください。

一番上の段 10款 教育費 3項1目 学校管理費の説明欄の○、中学校管理費 36万円の減につきましては、人事院勧告により、学校図書館支援員9名分の期末手当を減額するものであります。

次に、その下の○、校舎等施設整備事業費 206万2,000円の増につきましては、東中学校の「音楽室の可動式間仕切壁の修繕」や西中学校の「高圧受電ケーブルの引き換え」に要する経費を増額するものであります。

次に、2段目 10款 教育費 4項1目 社会教育総務費の説明欄の○、社会教育指導員報酬 13万5,000円の減につきましては、人事院勧告により、社会教育指導員6名分の期末手当を減額するものであります。

次に、その下の欄 4項3目 文化振興費の説明欄の○、文化財保護活動費 362万9,000円の減につきましては、県指定文化財「医王寺」の金堂修理に対する県補助金の一部が、不採択になったことにより、減額する補助金 385万円と、市指定文化財・久野「小松神社」彫刻破損を緊急修理するために増額する補助金 22万1,000円とを調整し、計上するものであります。

次に、3段目 10款 教育費 5項1目 保健体育振興費の説明欄の○、スポーツ推進委員活動費 43万8,000円の減につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、関東及び全国スポーツ推進委員大会が中止になったことにより、旅費を減額するものであります。

以上で、議案第80号「令和3年度鹿沼市一般会計補正予算（第6号）のうち、教育委員会関係」についての説明を終わります。よろしくお願ひします。

○宇賀神委員長 執行部の説明は終わりました。

昼食のため、休憩といたします。

再開は、午後1時ちょうどとします。

(0時01分)

○宇賀神委員長 休憩前に引き続き再開いたします。

(午後 1時00分)

○宇賀神委員長 議案第80号についての質疑のある方は順次発言を許します。鈴木委員。

○鈴木委員 予算に関する説明書の12ページですね。

12ページが一番下の段の障害者自立支援事業費、これが2億1,900万の増になっていますけれども、結構な金額が増額になっていますけれども、これについて、もう少し具体的にご説明ください。

○宇賀神委員長 川田障がい福祉課長。

○川田障がい福祉課長 障がい福祉課長の川田です。

障害者自立支援事業費の補正額2億1,900万円の内訳であります。まず障害者給付費が1億400万、障害児給付費が1億1,500万円となっております。

まず、障害者給付費の補正の要因であります。1つ目に生活介護や就労継続支援の報酬単価が約2.5%上昇したこと。

次に、就労継続支援利用者が6%増加。

さらに、共同生活援助、いわゆるグループホームですね、この利用者が16%増加したことなどに伴うものでありまして、令和3年度の実績見込みは、20億円あまりとなりまして、対前年度比6%の伸びを見込んでおります。

次に、障害児給付費の補正につきましては、就学児童を対象としました放課後デイサービス事業所が昨年から6カ所増えたこと。

これによって、利用者が20%伸びました。

また、未就学児童に対する基本的な知識や技能の訓練などを行います。児童発達支援サービスの利用者が10%増加したことによるもので、令和3年度の実績見込み額は4億6,000万円あまりとなりまして、対前年度比8%の伸びとなります。

以上で説明を終わります。

○宇賀神委員長 ほかに質疑はありませんか。鰐原委員。

○鰐原委員 22ページのね、文化財保護活動費、これ医王寺さんのことで、362万9,000円の減になっていますが、もう医王寺さんは、これで、医王寺さんというのはおかしい、医王寺に関する事業は、これで全て打ち切りということになりますか、後年度においても。

○宇賀神委員長 渡辺文化課長。

○渡辺文化課長 文化課長、渡辺です。よろしく願いいたします。

医王寺の修理について、これで終わりかということでございますけれども、医王寺につきましては、今回、県の補助金の一部が不採択になったということなのですね。

それで、こちらの不採択になったものが、医王寺金堂の屋根の差し茅といいまして、屋根全体、茅葺が悪くなる前に、少しずつ足していくというような事業でございます。

これに関しては、3年計画で計画をしていたものでございます。

これが不採択になったということで、今後また医王寺としても、全体の屋根が悪くなる前に、少しずつ修理をしていきたいというような意向をもっていただいております。

以上で説明を終わります。

○宇賀神委員長 鰐原委員。

○鰐原委員 そうしますとね、医王寺自体は、屋根が年々劣化するのを防ぐために、医王寺自身がやるということですか。もう補助金は受けられないということですか。

○宇賀神委員長 渡辺文化課長。

○渡辺文化課長 文化課長、渡辺です。

補助金が受けられないかというご指摘でございますけれども、補助金につきましては、こちら医王寺は、県指定の文化財でありまして、基本的に県のほうで補助をしていくというのが、基本的な姿勢だと思っております。

そこへ、県が50%の補助率、そして、市が25%上乗せをするということで、所有者の負担が25%ということで、今補助事業をやっております。

それで、このようなことで継続して、医王寺さんのほうから申請があれば、また、市としても県のほうへ働きかけをしていきたいと考えております。

以上で説明を終わります。

○宇賀神委員長 鰐原委員。

○鰐原委員 わかりました。ありがとうございます。

○宇賀神委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 今の質問の中で、金堂の茅葺屋根が不採択になった。ちょっとその理由、不採択になった理由がちょっと、私、わかりにくかったですけれども、もう少し具体的に教えてください。

○宇賀神委員長 渡辺文化課長。

○渡辺文化課長 文化課長、渡辺です。

不採択になった理由につきましては、県のほうの補助金としても、総額があつて、その中で優先順位を決めて、県としても事業を執行していくということから、具体的な詳細な理由につきましては、ちょっと不明でございますけれども、今回、医王寺としましては、その金堂の修理で差し茅、先ほど申しあげました差し茅のほかに、大棟の修理というのをやっております。

大棟というのは、屋根の一番上にある棟木のことでございまして、令和3年の2月に強風が吹いて、そこでちょっと一部が修繕をする必要が出たということで、県としてはそちらを優先するというので、そちらのみ採用になったということで、総事業費として、2,360万円を、医王寺としては予定をしておりましたけれども、そのうち不採択になったその差し茅

の部分が 1,540 万円ということで、その 25%に当たる 385 万円を今回減額をさせていただいたということでございます。

以上で説明を終わります。

○宇賀神委員長 ほかにご質疑はございませんか。谷中委員。

○谷中委員 14 ページの家庭相談員の報酬のところ、29 万円という形で金額が少ないのですが、多分時間外の勤務と年末の給与の調整減ということで、この数字って先ほどお伺いしたのですけれども、どのくらい時間外って、こういう時期ですから、相談の件数なんかも増えてきているし、時間外って結構あるのかなと思っているので、その辺のことを教えてください。

○宇賀神委員長 仲田こども総合サポートセンター所長。

○仲田こども総合サポートセンター所長 こども総合サポートセンターの仲田です。よろしくお願ひいたします。

ただいま谷中委員から質問いただきました、家庭相談員の時間外についてですけれども、委員さんがおっしゃっていただいたように、相談件数がまず増えております。

それに伴いまして、時間外での対応も増えたためになっております。

具体的には、4 月から 11 月までの 8 カ月間の件数が、昨年度より 500 件以上伸びております。

特に、増加した相談といたしましては、児童虐待を含む養護相談となっております。

あとまた、虐待に対する指導のために、だんなさんというか、夫が帰ってくる時間帯をみて、そこへの家庭訪問、あと重度なケースでは、時間外に児童相談所と一緒に家庭訪問や施設などに同行していることも挙げられています。

以上で説明を終わります。

○宇賀神委員長 ほかにご質問はありませんか。鰐原委員。

○鰐原委員 歳入のほうでね、例えば、4 ページは市民文化センターの使用料が 200 万減っている。

それと、高齢者福祉センターの使用料が 280 万 4,000 円減っている。

また、文化センター入場料が 600 万減っている、そういうふうには減っていますけれども、これらは全て指定管理者が管理しているところなのかな。市の職員が担当しているところがありますか？

○宇賀神委員長 渡辺文化課長。

○渡辺文化課長 文化課長、渡辺です。

市民文化センターについてのみ、ちょっとお答えさせていただきます。

市民文化センターにつきましては、公益財団法人かぬま文化・スポーツ振興財団のほうで、現在指定管理を行っているということでございます。

以上で終わります。

○宇賀神委員長 羽山高齢福祉課長。

○羽山高齢福祉課長 高齢福祉課長の羽山です。よろしくお願いいたします。

6ページでございます、高齢者福祉センターにつきましては、社会福祉法人鹿沼市社会福祉協議会のほうが、指定管理で行っている状況でございます。

以上で説明を終わります。

○宇賀神委員長 谷津スポーツ振興課長。

○谷津スポーツ振興課長 スポーツ振興課長の谷津です。

鰐原委員のご質問の中の教育使用料の中の、体育施設使用料のうち、学校開放事業使用料につきましては、これは市のほうで、管理をしている事業であります。52万6,000円の減となります。

以上でございます。

○宇賀神委員長 鰐原委員。

○鰐原委員 これはコロナの影響で、みんな外に出られなかったから、こういう形になったと思うのですけれども、議員もね、いろいろな行事に出られなかったから仕事量減っているのですよ、同じ給料をもらっているけれども。

だけれども、こういう仕事量が実質減っているわけですよ。私はその間、傷んだ心のケアとか、体のケアをしていましたけれども、各々指定管理者で働いている方々も何かしらそういうことをやっていたと思うのですけれども、基本的にそれだからって、人数を減らせとか、その管理料を減らせとかって言うことは言えないですよ、言えるものなのですか。

こういうことは、来年度に指定管理料というのは、大体、債務負担行為でやっているのかな、だから、減らすわけにはいかないと思うけれども、その辺、どんなふうな基本的な考えがあるのでしょうか、こういう特殊な場合は。

○宇賀神委員長 はい、渡辺文化課長。

○渡辺文化課長 文化課長、渡辺です。

市民文化センターの例でいきますと、例えば、自主事業で中止になった事業というのが、学校演劇ですとか、9月に親子向けのコンサートとしまして、「歌う海賊団」というような事業を、予定をしておりました。

それで、こちらについても、既にポスターをつくったりですとか、コンサートをやっていたり事業者と調整をしたりとか、かえて中止をすることについて、余計に手間がかかるというのはなんですけれども、さらなる調整が必要になるということがありまして、事業をやらなかったから、指定管理料を減らすというようなことは、基本的に考えておりません。

以上で説明を終わります。

○宇賀神委員長 羽山高齢福祉課長。

○羽山高齢福祉課長 高齢福祉課長の羽山です。

高齢者福祉センターにおきましても、やはり同じように、指定管理料を減らすという考えはございませんが、例えば、令和2年度で例を申しますれば、やはりコロナの影響で、事業が縮小になりまして、管理をしている中で、例えば、シルバー人材センターにちょっとお願いしている部分ですとか、そういったものがちょっと減ったものがございます。

その部分を含めまして、令和2年度ですと、1,576万1,000円を返還していただいたというところでございます。

以上で説明を終わります。

○宇賀神委員長 ほかにご質疑はありませんか。

別段質疑もないようですのでお諮りいたします。

議案第80号中関係予算については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○宇賀神委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第80号中関係予算については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第83号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いします。川田障がい福祉課長。

○川田障がい福祉課長 障がい福祉課長の川田です。

議案第83号 「指定管理者の指定について」ご説明いたします。

配付されております、「指定管理者の候補者の選定方法及び審査結果について」に基づいて、ご説明いたします。

まず1番、候補者の募集区分がありますが、議案第83号の「鹿沼市やまびこ荘」につきましては、法令に基づき18歳以上の知的障がい者への施設入所支援や生活介護等の障がい福祉サービスを提供する施設でありまして、定員は30人です。

候補者の募集区分につきましては、昨年から国の基本指針で新たに掲げられました障がい福祉サービス等の質を向上させるための取り組みにかかる体制の構築、これを推進するとともに、経費の節減を図るため、今回から「公募」に変更しまして、応募した団体は2つでありました。

2番の候補者の審査方法及び評価項目であります。まず(1)の審査方法につきましては、保健福祉部の事前審査を経まして、行政経営部が指定管理者選定委員会に諮り、書類審査とプレゼンテーション審査を実施しまして、選定委員会での評価点数が高い団体を、指定管理者の候補者として選定しております。

(2)の評価項目 であります。書類審査が、区分1の財務状況、経営状況等から、一番下の区分8、専門的分析まで8項目ございまして、その配点は合計で80点であります。

2ページをお開きください。

一番上のプレゼンテーション及びヒアリングによる総合評価が 20 点でありまして、合計 100 点満点となります。

3 番の鹿沼市指定管理者選定委員会の開催日及び委員の構成は記載のとおりであります。

4 番、選定結果の公表であります。行政経営部が 11 月 5 日に市ホームページにおきまして、5 つの施設を一括して公表しております。

5 番の審査結果であります。⑴鹿沼市やまびこ荘は、指定管理者選定委員会における、「書類審査」が 62.75 点、また、「プレゼンテーション審査」が 20 点満点、合計 82.75 点を獲得した「社会福祉法人 希望の家」が指定管理者の候補者に選定されました。

なお、やまびこ荘指定管理者の指定期間は、これまで 5 年間でありましたが、今回初めて利用料金制度を導入した公募による選定であることや、より応募しやすい設定とするため、指定期間を 3 年としております。

以上で、議案第 83 号 「指定管理者の指定について」の説明を終わります。

○宇賀神委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。鈴木委員。

○鈴木委員 これを利用料金制に変わったということですが、この利用料金制に変わったということをもう少しわかりやすく、具体的に教えていただきたいと思っております。

○宇賀神委員長 執行部の説明をお願いします。川田障がい福祉課長。

○川田障がい福祉課長 障がい福祉課長の川田です。

利用料金につきましては、民間の活力を導入しまして、施設で提供するサービスの品質向上、管理経費の節減を目的として導入したものであります。法令に基づきます障がい福祉サービス給付費の利用者負担金、あ、サービスの給付費と、あとは、その施設の利用者の負担金、これら全てを指定管理者の収入とするものでありまして、仮にですが、障がい福祉課における試算を行いますと、入所者を 28 人、日中の通所のデイサービスですね、利用率 90%、また、短期入所の利用率 70%で試算いたしますと、年間約 1 億 4,000 万円の利用収入が得られるという試算となっております。

以上で説明を終わります。

○宇賀神委員長 ほかに質疑はありますか、鈴木委員。

○鈴木委員 1 億 4,000 万の収入、これは指定管理料のほうはいくら、おいくらぐらいなのでしょう。

○宇賀神委員長 川田障がい福祉課長。

○川田障がい福祉課長 指定管理料につきましては、去る 7 月にホームページに掲載しました募集要項にも記載してありまして、まず 1 つ目として、入所定員 30 人のうち、障がい者虐待発生などの場合に、その虐待を避けるために一時的に障がい者を保護するための男女各 1 部屋をやまびこ荘で常時空けておくための措置として、その分入所者の福祉サービス給付費が

得られませんので、そこを補填する意味で、年間 975 万円。

また、法令の規定によりまして、市町村が設置した障がい福祉施設のサービス報酬の単価を 3.5%削減する措置がございまして、その補填として、年額 525 万円、合わせて年額で 1500 万円。

それで、指定期間が 3 年でありますので、総額 4,500 万円ということで、指定管理料を設定いたしました。

以上で説明を終わります。

○宇賀神委員長 ほかにご質疑はありませんか。大貫委員。

○大貫委員 これで今日の議案として通れば、4月から多分運営が変わるということになるのかなと思うのですけれども、それで、かねてからちょっと私、指定管理者、この制度がいいのかどうなのかというの、疑問をもっていたところなのですけれども、この障がい者施設、入所施設だという性格を考えれば、入所者の立場に立てば、安定的にその介助者が顔見知りの方が継続して安定的に行っていくというのが、理想なのではないのかなというふうに思うのですね。

それで、ずっと非公募できたわけですが、今回公募になって変わってしまったということで、入所者のそういう面への配慮というのはどうなるのかなということと。

さらに、3年なのですね。3年ということは、また、3年後に変わる可能性もあるということなので、そもそもこのやまびこ荘のような、こういう入所施設に指定管理者制度が相応しいものなのかどうなのかという疑問があるということなので、ちょっとそれを、その点聞きたいのと。

最後にもう 1 点は、ここに社会福祉協議会ですけれども、雇用されていた人がいるわけで、この人たちも、ある意味職がなくなるわけなのですけれども、これは、市としてはどのように、こういう事態になるということを、どのように考えるのかなというか、それに対する手当というか、そういうものはどのようにお考えなのか、ちょっと担当課長に聞くのは酷なような話なのですから、ちょっとお聞きしたいと思います。

○宇賀神委員長 執行部の説明を、川田障がい福祉課長。

○川田障がい福祉課長 障がい福祉課長の川田です。

まず、職員が入れ替わることで、利用者の戸惑いが起きないかといったご心配、それと、現在の指定管理者で、業務に携わっている職員の雇用のことについて、まず先にご説明いたしますが、支援する職員が変わることによって、利用者が戸惑うということは、現実的にあるとは思いますが。

しかし、指定管理者の変更に伴いまして、入れ替わる職員は、希望の家の職員は、専門的な知識と能力、そして、専門資格を備えた職員であることや、また、希望の家では、現在のやまびこ荘職員の継続雇用を公表しております。

また、今後、この指定管理者が議決されまして、正式に希望の家が指定管理者に決定された場合、年明けですが、の予定になりますが、やまびこ荘に関する基本協定を正式に締結し、来年1月から希望の家職員が、やまびこ荘での引き継ぎ準備も兼ねまして、実習のような形で利用者と、入所者ですね、とかかわることも予定をしております、心配される利用者、入所者の戸惑いというものは、最小限に抑えられるというふうと考えております。

また、3年間の期間の設定についてであります、先ほども申し上げましたとおり、初めて公募による利用料金制の指定管理者の選定であること。

こうした初めての仕組みを導入することで、その制度導入後、何かまた、新たな課題などが明らかになることや、その改善点が生じるということも想定されますので、そのことや、あと、その公募を初めて行うわけですので、そもそも応募者がいなかったらというふうな心配もありまして、応募する側にとって、市が提示した指定管理料での赤字リスクの不安を最小限とするために、3年としたものでありまして、その3年後については、3年間の今後の、来年4月から3年間の施設の運営をよく見極めた上で、また、そのときにはどうするかということ、現在のままでいくのか、あるいは変えるのかということも当然検討されることであるとと考えております。

以上で説明を終わります。

○宇賀神委員長 ほかにご質疑はありませんか。

別段質疑もないようですのでお諮りいたします。

議案第83号については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○宇賀神委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第83号については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第84号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。羽山高齢福祉課長。

○羽山高齢福祉課長 高齢福祉課長の羽山です。よろしくお願ひいたします。

議案第84号 「指定管理者の指定について」ご説明をいたします。

配付資料の「指定管理者の候補者の選定方法及び審査結果について」の1ページをご覧ください。

1、候補者の募集区分ですが、議案番号「第84号」の「鹿沼市千寿荘」は、法令に基づく環境上の理由及び経済的理由により、居宅において養護を受けることが困難な高齢者を入所・支援する施設で、定員は60人でございます。

候補者の募集区分は「非公募」で行いました。

2、候補者の審査方法及び評価項目ですが、審査方法 につきましては、保健福祉部において事前審査を行いまして、その後、指定管理者選定委員会に諮り、書類審査を実施いたし

ました。

評価項目につきましては、書類審査が8項目の合計80点でございます。

3ページをお開きください。

施設の概要及び審査結果ですが、鹿沼市千寿荘、これの指定管理を非公募とした理由でございますが、入所の高齢者を適切に養護するためには、入所者と管理者の信頼関係が必要不可欠であります。

また、従前から施設管理を行っております鹿沼市社会福祉協議会は、信頼関係が良好に保たれているほか、施設の管理運営や養護に必要な情報を有しております。また、地域の理解を深めるための交流事業なども積極的に推進をしております。

以上の理由によりまして、現在の指定管理者であります「社会福祉法人 鹿沼市社会福祉協議会」を非公募により指定するものであります。

指定管理者選定委員会における、「書類審査」は80点中、57点でございました。

なお、非公募のため、「プレゼンテーション審査」はありませんでした。

指定期間は、令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間です。

以上で、議案第84号「指定管理者の指定について」の説明を終わります。

○宇賀神委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。鈴木委員。

○鈴木委員 これについて、千寿荘についても、これも指定管理料のほうがいくらだかお聞きしたいと思います。

○宇賀神委員長 羽山高齢福祉課長。

○羽山高齢福祉課長 高齢福祉課長の羽山です。

非公募におきましても、やはり公募と同じように、指定管理者募集要項というものをつくってございます。

その中で、指定管理料につきましては、5年間で、これは税抜きでございますけれども、5億5,241万4,000円、税込みですと、6億765万5,000円となっております。以上でございます。

○宇賀神委員長 ほかにご質疑はありませんか。

別段質疑もないようですのでお諮りいたします。

議案第84号については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○宇賀神委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第84号については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第87号「指定管理者の指定について」を議題とします。

執行部の説明をお願いします。渡辺文化課長。

○渡辺文化課長 文化課長、渡辺です。よろしくお願いいたします。

議案第 87 号 「指定管理者の指定について」ご説明いたします。

本議案は、鹿沼市民文化センターの管理・運営業務につきまして、「公益財団法人 かぬま文化・スポーツ振興財団」を指定管理者として指定するものであります。

指定期間は令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの 5 年間で、候補者の選定につきましては、非公募で行いました。

非公募の理由といたしましては、当財団が、その設立以来、業務を通して培ったスキルを活用し、多くの自主事業を主催するなど、本市の文化・芸術振興業務の一翼を担う法人として中心的役割を果たしていることなどであります。

なお、指定管理料につきましては、5 年間で、税抜きでございますけれども、9 億 7,745 万円、1 年間になおしますと、1 億 8,154 万 9,000 円となっております。

以上で、議案第 87 号 「指定管理者の指定について」の説明を終わります。

○宇賀神委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。

別段質疑もないようですのでお諮り、失礼しました、鈴木委員。

○鈴木委員 この鹿沼市民文化センターは、市民の方がね、結構多く利用してしまっていて、コロナ収束後もね、今収束して、また一段と利用量多いと思うのですけれども、何かやっぱり利用者の方からね、ちょっと照明が暗いというような、中の照明が暗いというような、特に廊下ですね、特に 1 階の中会議室、大会議室に行く通路の照明が暗いという指摘があるのですけれども、そこについては、料金が安いので、照明料抑えているのでしょうかね、まあ、そういうことはないと思うのですけれども。

○宇賀神委員長 渡辺文化課長。

○渡辺文化課長 文化課長、渡辺です。

照明につきましては、例えば、ホールを使用していないときとかにつきましては、若干関係ない部署、部署というか、場所に関しては照明を落としているという日もございます。

これで経費の節減ということを図っている部分もございますけれども、1 階の部分は確かに、若干天気が悪い日とかは暗いというところもご指摘がありますので、その辺ですね、ちょっと戻りましてから、改善ができるかどうかは検討させていただきたいと思います。

以上で説明を終わります。

○宇賀神委員長 ほかにご質疑はありますか。鈴木委員。

○鈴木委員 よろしくお願ひしますね。意外とね、慣れてる方はあれなのですけれども、初めて来た方がね、「随分暗いね」っていうような感じで、指摘を受けてしまいますので、そこをよろしくお願ひしたいと思います。

○宇賀神委員長 ほかにご質疑はありますか。

別段質疑もないようですのでお諮りいたします。

議案第 87 号については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○宇賀神委員長　ご異議なしと認めます。

したがって、議案第 87 号については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第 93 号 鹿沼市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いします。川田障がい福祉課長。

○川田障がい福祉課長　障がい福祉課長の川田です。

議案第 93 号 鹿沼市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部改正についてご説明いたします。

「新旧対照表」は 12 ページでございます。

まず、条例改正案提出までの経緯についてご説明いたします。

現在の重度心身障害者医療費助成制度は、重度の身体障がい者及び知的障がい者を対象としまして、保険診療に係る医療費の一部負担金を助成する県の補助事業であります。

本県は、関東地区で唯一精神障がい者を医療費助成の対象としておらず、全国的に見ても、36 都道府県が、精神障がい者の医療費助成を実施している状況であります。

一方で、令和元年 7 月までに県内の全市町の議会から知事宛てに、精神障がい者を医療費助成の対象とすることを求める意見書が提出されたほか、令和元年 10 月の県議会においても、同様の陳情が採択されました。

これを受けて、県は、重度心身障害者医療費助成制度見直しに着手いたしまして、今年 5 月の市町村長会議及び首長への意向調査などを経まして、8 月に知事と各市長・町長が一堂に会する、県の「政策懇談会」におきまして、来年 4 月から精神障がい者を、重度心身障害者医療費助成の対象とすることが了承されました。

その後、10 月に県の説明会が開催されまして、各市町条例改正の準則が示されたため、それに沿って本市条例を一部改正するものであります。

では、条例改正案の内容であります。第 2 条第 1 項に第 4 号を追加いたしまして、医療費助成の対象となる「重度心身障害者」の定義に、精神障害者保健福祉手帳 1 級と認定された方を追加するものであります。

なお、本市の対象者は 170 人が見込まれております。

以上で、議案第 93 号 鹿沼市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部改正についての説明を終わります。

○宇賀神委員長　執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。大貫委員。

○大貫委員 170人ということですのでけれども、大体予算的には、どの程度を見込んでいるのかをお聞きしたいのと。

あと、重心医療、現物給付ですけれども、高齢者は除いては、これも現物給付、精神の方も現物給付になるということですか。その2点をお聞きしたいと思います。

○宇賀神委員長 執行部の答弁をお願いします。川田障がい福祉課長。

○川田障がい福祉課長 障がい福祉課長の川田です。

まず、対象者170人に見込まれる助成額、総額になりますが、1人当たり年間10万4,000円を見込んでおりまして、掛ける170人で、約1,770万円となる、を見込んでおります。

また、現物給付と償還給付につきましては、現行の身体障がい者及び知的障がい者で行っておりますとおおり、精神障がい者につきましても、65歳未満は、市内の医療機関は現物、市内の医科調剤、それ以外は償還というのは変わりございません。

以上で説明を終わります。

○宇賀神委員長 ほかにご質疑はありませんか。

別段質疑もないようですのでお諮りいたします。

議案第93号については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○宇賀神委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第93号については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第94号 鹿沼市国民健康保険条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いします。佐藤保険年金課長。

○佐藤保険年金課長 保険年金課長の佐藤です。よろしくをお願いします。

議案第94号 「鹿沼市国民健康保険条例の一部改正について」説明いたします。

新旧対照表13ページをお開きください。

今回の改正は、健康保険法施行令の一部改正が行われ、令和4年1月1日から出産育児一時金の支給額が、現行の40万4,000円から40万8,000円に改正されることに伴い、国民健康保険条例第7条の「出産育児一時金」の支給額を40万8,000円に引き上げるものであります。

現在の出産育児一時金の金額につきましては、政令第36条に「40万4,000円」に「保険契約に関し被保険者が追加的に必要となる費用の額を基準とし保険者が定める額を加算した金額とする。」とあり、「産科医療補償制度の掛金額1万6,000円」を加算し総額42万円を支給しております。

令和4年1月1日から、産科医療補償制度の掛金額が、4,000円引き下げられ「1万2,000円」になることとなりましたが、厚生労働省の社会保障審議会医療保険部会において、「少子化対策としての重要性に鑑み、出産育児一時金の支給総額について42万円を維持すべき」

とされ、健康保険法施行令に定める出産育児一時金の額が 4,000 円引き上げられたことに伴い、本市条例の一部改正を行うものであります。

また、産科医療補償制度の掛金額が引き下げられたことに伴い、規則で定める加算額につきましては、これまでの「1万6,000円」を「1万2,000円」に改正し、総額42万円の支給を維持いたします。

なお、改正後の規定は、施行日である令和4年1月1日以降の出産に係る出産育児一時金の支給について適用いたします。

以上で、「鹿沼市国民健康保険条例の一部改正について」の説明を終わります。

○宇賀神委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。

ご質疑はありませんか。

特段質疑もないようですので、お諮りいたします。

議案第94号については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○宇賀神委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第94号については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第95号 鹿沼市花木センター条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いします。高橋子育て支援課長。

○高橋子育て支援課長 子育て支援課長の高橋です。

議案第95号 「鹿沼市花木センター条例の一部改正について」ご説明いたします。

今回の改正は、花木センター内に設置してあります「こどもの遊び場」、愛称いちごっこ広場でございますが、この施設の利用料金を新たに定めるための改正であります。

こどもの遊び場は、花木センター内に、旧みどりの産業館を改修整備し、令和2年6月20日にオープンいたしました。

天気を気にせず、子供が元気に遊べる場、また、子育て世代をはじめとする多世代の交流の場として、オープン当初から多くの方々にご利用いただいている施設でございます。

利用料金につきましては、当初から検討しておりましたが、花木センター来場者の休憩施設としての機能をあわせ持つことも、想定していたことなどから、当面無料としておりましたが、施設や遊具等の維持管理経費に充当するため、受益者負担の考え方にに基づき、また、料金の一部で、けがなどをした場合の傷害保険に加入することで、より安心してご利用いただける施設とするため、今般、設定するものであります。

具体的には、1歳以上の利用者につきましては、子供・大人とも1回（1クール）につき100円、障害のある方につきましては、50円とするもので、施行期日は、令和4年4月1日とするものです。

なお、実際の有料化の開始につきましては、コロナ禍による市民への経済的影響等も考慮する必要があることから、来年3月頃のコロナ禍の状況を見極め、その状況により、一定期間減免措置などの猶予期間を設けるなど、十分配慮していきたいと考えております。

以上で、議案第95号「鹿沼市花木センター条例の一部改正について」の説明を終わります。

○宇賀神委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。鈴木委員。

○鈴木委員 この入場料に関しては、利用料金の審議会が開かれたと思うのですが、審議会のちょっと論点とか、ちょっと経過をお知らせ願いたいと思います。

○宇賀神委員長 執行部の説明をお願いします。高橋子育て支援課長。

○高橋子育て支援課長 子育て支援課長の高橋です。

使用料手数料審議会につきましては、意見とか、そういうことでよろしいですか。

○鈴木委員 はい。

○高橋子育て支援課長 はい。意見の中で、例えば、市外の方の料金は別に設けるべきではないのかとか、保護者の料金はとらなくていいのではないかなどの意見も出ておりました。

しかし、市外者の料金等につきましては、本市の子育て家庭の親子なども、他市の類似施設等に行って利用することもございまして、他市の施設でそういった市外者の料金を設けているのが、佐野市の大人が利用する場合の施設だけになっているのですね。

それなので、広く県内の子育て家庭の人たちを支援するなどの目的もあるものですから、そうしたことで、市外料金は設けないことと考えております。

それから、大人の料金なのですが、これにつきましては、大人の方も子育て交流施設という形で利用いただけることにもなりますので、料金も利用する方には、利用者負担の原則に基づきましていただきたいということで、ご説明をいたしました。以上です。

○宇賀神委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 最終的に意見が分かれて、採決になったかと思うのですが、採決、どのような採決って、お聞きしたいと思います。

○宇賀神委員長 執行部の説明をお願いします。上林こども未来部長。

○上林こども未来部長 再々質疑にお答えいたします。

審議会の採決の状況についてということですが、最終的には、様々な意見が出たということとは、今高橋子育て支援課長のほうから申し上げたとおりであります。

それで、採決のほうですが、聞いたところによりますと、11人中8人が賛成ということで、過半数で承認、了承ということになったというふうに伺っております。

以上で説明を終わります。

○宇賀神委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 このこどもの遊び場料金については、一般質問でも質問された議員いらっしゃいましたけれども、本当にこれは非常に意見が分かれるところでありまして、市外の大人については、もう少し負担を求めたほうがいいのではないかとか、あるいは、まだ値上げをするのは早いのではないのかとか、いろいろありますけれども、具体的に言うとね、市内は 100 円、障がい者については料金をとらないと、それで、市外の大人は 200 円というような意見もありますけれども、その点についてのお考えをお聞きしたいと思います。

○宇賀神委員長 高橋子育て支援課長。

○高橋子育て支援課長 ただいまの鈴木委員の質疑にお答えいたします。

やはり市外料金は、先ほどもご説明いたしましたけれども、県内類似施設がございます。そちらも、その利用料金を特に市内、市外というところで設けているところが、その佐野市の市外の大人が利用する場合ということだけでございますので、広く鹿沼市の子育て世帯も、そういった他市の施設を、その市の市民と同じ料金で利用していることになっております。

そういうことで、その子育て世帯を広く支援するということで、鹿沼市以外の市民の方からは、例えば、倍の料金をいただくとか、そういう考えはいたしませんでした。

それから、大人につきましても、この利用する施設、利用者負担という考え方に基づいて、利用料をいただくということで考えております。

以上で説明を終わります。

○宇賀神委員長 ほかにご質疑はございませんか。谷中委員。

○谷中委員 先日の石川議員の質問の中で、今時ですか、「コロナがやはり終息していないうちに料金はどうなのだ」ということでお話があったと思うのですが、今日、きちんとそのところは減免措置とか、いろいろで対応するというところでおっしゃっていただけたことと。

あと団体利用が結構今あるということで、割引をその辺も考えるって言っていたと思うのですが、今日の説明はなかったのですが、その辺ちょっと確認します。

○宇賀神委員長 高橋子育て支援課長。

○高橋子育て支援課長 子育て支援課長の高橋です。

団体利用については、今回の条例の改正の中には入れてないのですが、これはもともとあります、花木センターの条例の中で、指定管理者が市長の承認のもとに必要なに応じて割引、減免等を行うことができるという条項がございますので、そちらのほうを適用いたしまして、市内の幼稚園・保育園等が利用する場合には半額に減免したいと考えております。

以上で説明を終わります。

○宇賀神委員長 谷中委員。

○谷中委員 わかりました。

それと、今、1クールというか、1日に何回か区切って利用していると思うのですが、多分、私の関係だと、リピーターというのかな、1回やっぱり来て遊んだ方がすごく楽

しいということで、遊んでらっしゃる方が多いと認識しているのですね。

それで、今の予約というのは、やはりきちんと予約をして、人数の制限もありますから、そんな形をとっていると思うのですけれども、そういう予約の状況も踏まえて、結構リピーターって、何割というか、その人たちって、1回予約をして遊んだから、またとるということもあるでしょうし、ずっと知らなくて、もうある程度間際になってもとれるかなと思って、いる方が予約でやっぱりとれなかったなんていう例があるのかどうか、教えてください。

○宇賀神委員長 高橋子育て支援課長。

○高橋子育て支援課長 ただいまの谷中委員の質問にお答えいたします。

リピーターの率なのですけれども、これは令和3年の6月にアンケートという形で実施しておりまして、そのときのパーセンテージは、57%の人がリピーターとして来ているという結果でございました。

また、その予約がとれないということは、どうしてもこの日じゃないとだめだという場合は、それがあのかもしれないのですけれども、1カ月のうちの何日か、木曜日以外は予約できるようになっておりますので、全く予約がとれないということはないかと考えております。

以上で説明を終わります。

○宇賀神委員長 谷中委員。

○谷中委員 予約についてなのですけれども、やはり親子で行く場合には、やはり土日が多いと思うのですね。土日でも、今はそんなにとりづらい状況ではないですか。

○宇賀神委員長 高橋子育て支援課長。

○高橋子育て支援課長 予約のとりづらさ等については、完全に把握している状況ではございませんけれども、土日について、予約が非常にとりにくいというようなことは、特に、そういう話があったことはないかと承知しております。

以上で説明を終わります。

○宇賀神委員長 谷中委員。

○谷中委員 やはり遊ぶと楽しいということですので、最初の頃は、やはり土日ってなかなか、もう定員になってしまっていてとれないという話が結構あったのですよ。

なので、本当に使って、また、きちんとそういうね、毎週とれるような方というか、そういう方もいらっしゃるし、いや、もう一度も、自分が行きたい日に予約しようと思ったら、いっぱいだとれなかったという方がいるので、その辺にちょっと利用者の差もできてしまっているのかなという思いが一つ。

それと、やはり、今受益者負担ということで、すごくいろんなものを見直しているのが多いと思うのですね。

ですから、このコロナ禍で、今料金をどうするかというのは、本当に、今のこのときにと、いうのがあ、るのですけれども、やはりどこかではそういう料金の改正というか、料金をとる

ということも仕方ないのかなという一面と、やっぱりコロナ禍だから、ここで上げていいのかなというような感じでは、自分の中でも迷っているのですけれども。

ただ、後は、その市内と市外というのに関しては、やはり自分、今はおばあちゃんですから、孫を連れていったりするときに、市外のところ、市外の人が高いというのは、本当にそこに遊びに行ったときに、やっぱりちょっとなって思うので、せめて栃木県内はやはりそういう市内、市外で分けてほしくないなという思いもあったりします。

なので、今回は、本当に、今、自分の中でも迷っているところなのでは、そこはちょっと考えます。

それと、すみません、もう1点、障がい者と、市内、市外というのを分けると、反対に身分証明書を見せていただくとかってということもあるので、今個人情報というのもね、あるので、なかなかその証明を見るということも大変なので、そこは分けないほうがいいのかって、いう思いになっているところと。

あと、障がい者に関しては、やはりそここのところは、見分け、料金の50円というものについては、どんなふうに分けるとするか、どういうものを、身分証明でやはりそういうふうに分けるのでしょうか。

○宇賀神委員長 高橋子育て支援課長。

○高橋子育て支援課長 子育て支援課長の高橋です。

ただいまの谷中委員の質疑にお答えいたします。

障がい者ということになりますけれども、障がい者につきましては、規則のほうで、どういった方がこの場合障がい者に当たるかというのを規定することになっておりまして、規則のほうでは、身体障害者手帳の交付を受けている身体障がい者、それから療育手帳の交付を受けている知的障がい者、それから、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方というふうにしております。

それで、基本的には、その手帳を確認させていただいて、障がい者であるということを確認したいと考えております。

以上で説明を終わります。

原則でございますので、「今日は手帳を持ってないんだ」という方につきましては、それでよろしいかと思えます。

以上で説明を終わります。

○宇賀神委員長 谷中委員。

○谷中委員 障害者手帳ということで、もちろん手帳で判断はできると思うのですけれども、やはり寮なんかに住んでいて、たまたまそのね、そういうところを利用すると思っていなくて、障害者手帳を持ってこなかったという方もいらっしゃるのでは、今きちんとそういう判断ということで、申告をしていただければある程度は認めていただけるような寛容な感じでや

っていただければ、よいのかなと思いました。ありがとうございました。

○宇賀神委員長 はい、鰐原委員。

○鰐原委員 この施設ね、今まで2年ぐらいやったのかな、1年ぐらやかな、やってきて、1年間で維持管理というのはどのくらいかかるのか。

それと、この1歳以上の者100円、保護者も同等に100円とることによって、どのくらいの収入を見込んでいるのか、お願いいたします。

○宇賀神委員長 高橋子育て支援課長。

○高橋子育て支援課長 子育て支援課長の高橋です。

こどもの遊び場の維持管理経費でございますけれども、指定管理料とか、それから、遊具の保守関係が1,378万3,000円でございます。

それから、リース料ですね、これは遊具と空調なのでございますが、あわせて906万4,000円かかっております。

それから、今回の有料化にすることによる料金による収入ですね、それにつきましては、年間ですね、現在のコロナによる制限が、1クール50人ということになっているのですけれども、そうしますと年間3万人が利用するということになります。月が2,500円、2,500人ということになりますけれども、そのうち利用料をとらないゼロ歳児の見込みが、1,500人といたしまして、年間で300万のところ、285万円の収入ということになります。

そこから、障がいのある方とか、先ほどご説明いたしました市内幼稚園・保育園等の減免等をあわせますと、33万円が収入減となることになります。

それで、利用収入が、そうしますと252万円ということになります。

そこから、有料化することで、逆に軽費として出てくるものがございます。それらが87万円と、経費の中には、先ほど説明いたしました傷害保険に加入する経費が35万円入っておりますけれども、それらをあわせて87万円で、165万円が純利益となることと考えております。

以上で説明を終わります。

○宇賀神委員長 鰐原委員。

○鰐原委員 お話を聞いているとね、大体2,300万、お金がかかるのかな、ひっくるめて。

それで、そこで、これ大騒ぎして100円とって、165万しか入らなかったら、これ子供をね、今少なくてしょうがない、子供育成の観点からね、お金なんかとる発想ないでしょう。

これ、財政課、来ていないかな。なんか、こういうね、施設でお金をとらないと、その普通交付税に影響するのかなんとかというのはあるのかな。わかったら、説明願いたいのだけれども。

○宇賀神委員長 今日は、財政課は来てないということなので、はい。

○鰐原委員 私はね、今まで無料化を続けてきてね、こういう見通しがついているわけですよ、

大体あそこ、開くと2,300万かかって、ね、保険が35万ぐらいだから、けがしても何とか補償する。

そうすると、100円もらうのに、ほら、人が増えてしまうわけだよ、そのほうの管理もしなくてはならないし。

それだったらね、無料で、どうぞ、健常者の方もね、障がいのあるお子さんも、自由に一緒に遊んでね、お互いの、そういうね、ことをかばい合ってやるというようなことを、幼児期からね、やっていってもらうほうが、私はうんといいと思うのですよね。鹿沼のあそこへ、施設へ来ると、自由に入れて、若いとうちゃんとかあちゃんがね、一緒に遊べて、それで、私なんかも孫かひ孫かわからないけれども、行くと、私も100円とられるというのではね、ばかげているでしょう。

私はこれ、まるっきり反対しますよ。

ですから、当分の間は、これ無料ではないですか。私はそういう意見を持ちます。よろしくお願いいたします。

○宇賀神委員長 ほかにご質疑はありませんか。はい、鈴木委員。

○鈴木副委員長 この料金を値上げするに当たり、利用者の声というか、そういうアンケートみたいなやつは、まずはとっているのかを確認したいと思います。

○宇賀神委員長 執行部の答弁を求めます。高橋子育て支援課長。

○高橋子育て支援課長 子育て支援課長の高橋です。

来場者に、令和2年9月に聞き取りとか、それから、令和3年の6月にアンケート等を実施いたしております。

利用者の声は、これだけ充実した施設なので、有料にしてもよいのではないかという声とか、有料の施設が多い中、今は無料なので、ありがたいというような意見が出ております。

以上で説明を終わります。

○宇賀神委員長 鈴木委員。

○鈴木副委員長 既にアンケートはとっているということなのですが、コロナが終息するまで、まだ時間もあると思うので、引き続き利用者の方に料金の値上げについて、アンケートをしていただきたいのですが、その考えはあるのか、ご質問します。

○宇賀神委員長 高橋子育て支援課長。

○高橋子育て支援課長 子育て支援課長の高橋です。

条例につきましては、今回上程させていただいて、採決をいただくことにはなるとは思いますが、そういった利用者の声というのは、今後も確認していきたいと考えております。

以上で説明を終わります。

○宇賀神委員長 鈴木委員。

○鈴木副委員長 はい、ありがとうございました。

あと1点聞きたいのですが、先ほど有料化に伴い、87万円ですかね、かかるということだったのですが、これは有料化にするとすると、チケットを発行するとか、領収書がほしいという方は発行するとか、そういうところの費用で87万円ということでしょうか。

○宇賀神委員長 高橋子育て支援課長。

○高橋子育て支援課長 有料化にした場合、まずは傷害保険に入りますので、1人11円ぐらいでございますので、35万円がかかるということですね。

それから、利用料の管理とか、おつりの準備とか、そういったものもございまして、それらについて、若干の人的費がかかってくる。

それから、券売機方式をとるのですけれども、その券売機のロールの経費とか、そういうものがかかって、あわせて87万6,000円の経費がかかってくるの見積もっております。

以上で説明を終わります。

○宇賀神委員長 鈴木委員。

○鈴木副委員長 はい、ありがとうございます。

券売機を導入する予定と、これは購入する予定ですか、それともリースなのか、これだけお伺いいたします。

○宇賀神委員長 高橋子育て支援課長。

○高橋子育て支援課長 券売機につきましては、買い取り方式で、現在の見積もり額で77万円程度の購入を考えております。

以上で説明を終わります。

○宇賀神委員長 ほかにご質疑はありますか。鈴木委員。

○鈴木委員 これで質疑なければ、採決とるのではないかと思いますけれども、これ大事な議論でありますし、結構議員さん、いろいろな意見持っていますので、この審議会の経過とか、また、今日の質問、答弁のやりとりの趣旨をぜひとも委員長報告の中に入れていただきたいと思っております。お願いします。

○宇賀神委員長 はい。

はい、館野委員。

○館野委員 先ほど説明、いくつかいただきましたけれども、まずはその施行時期、4月1日ですけれども、コロナの状況を見て、多少なりとも猶予期間を与えてくれるというのは、歓迎します。

それで、先ほどの100円ですけれども、100円だどうしても受益者負担にはちょっとならないのかなというのがあるんですね。本当だったら、200円でも、300円でもとるのが、本当かなという、私の考えなのですけれども、今回100円、遊ぶ人は100円というのはありがたいと思うのですけれども、運営者側とすれば、ちょっと、もうちょっとほしかったの

ではないかと思うのですよね。

この2千2、300万、経費がかかっている上で、それで100万ぐらいの収入、利益というお話をいただきましたけれども、そういった点で、今後、これだけいろいろ賛否分かれそうでしょうから、上げるというのは、この時点では言えないでしょうけれども、今後、もうちょっとこの設備の更新とか、あとは、どうしても経年劣化ではないけれども、このリースが900万あって、それを更新するときには、持ち出しも、市のほうからの設備が必要になるかと思うので、そういった点も今後長い目で考慮していただければと思うのですね。100円だと、ちょっと私は安すぎるとは思っています。

それについて、もし何か、私の意見だから、別に答弁はいらなくてもいいのですが。

○宇賀神委員長 答弁は。はい、上林こども未来部長。

○上林こども未来部長 館野委員の質疑にお答えいたします。

まず、今回の有料化の目的というのは何ぞやということを、ちょっと申し上げたいと思いますが、まず、何回も言われていますように、受益者負担の原則というのが、まず大前提ということになります。利用者に応分の負担を求めるということです。

利用する人とならない人の税負担の公平性とか、今後の維持管理に当たる自主財源の確保というのが大きな目的ということで、受益と負担の適正化ということの基本的な考え方だと思ってご理解をいただければというふうにまず思います。

様々な意見あると思います。市外200円にしたらいいのではないか、子供からとらなくていいのではないか、逆に大人はとらなくていいのではないか、障がい者は無料にしたほうがいいのではないか、団体は減免にしたほうがいいのではないか、様々な意見はあると思います。

先ほども申し上げましたが、まずは受益者負担の原則というものを、基づいて、今回提案したということは、その部分についてはご理解をいただきたいと思います。

それで、有料化そのものに反対だという方、また、有料化には賛成だけれども、市民と市民以外の区分とか、そういった料金設定の区分に反対だという方、また、そもそもとらなくていいのではないか、有料化には反対だ、こういう様々な意見、あることはご承知しております。

そのようなことを踏まえて、今後の社会情勢とか、経済状況とか、コロナの状況とか、施設の利用の状況とかも考慮しながら、まずは今回の議案について、ご審議をしっかりといただいて、それで、可決されたということになれば、有料化の実施時期については、適宜見極めて、ご意見を伺いながら、実際に施行する日は、これから考えていくということで、市長のほうからも一般質問での答弁でもありました。

そのようなことで、税負担の公平性ということも視野に入れて、必要に応じた料金の見直しを図るということですので、ぜひご理解をいただきたいというふうに思います。

以上で説明を終わります。

○宇賀神委員長 鰐原委員。

○鰐原委員 子育て支援に受益者はないのだよ。子育て支援ですよ。子供が少なくなってくる、1人でも多くの若い家庭を支えてあげたい、この前、ずっと議会のほうの政務調査か、議会基本条例における政務調査はね、子供たちに広い広場を与えてあげたいという答申をしていますよ。

もう、よその市から比べてね、子育てに有利なところ、どこがあるのですか。こういうことを一つ一つ積み重ねていかないと、どうにもならないでしょう。できたものだから、「やれコロナだから値段は高くできないけど、コロナが終われば値段をとるんだ」なんていうみみっちい考えではだめですよ。通常生活に戻ってもね、このくらいの施設は無料でしょうな。それで、ほかにもっともっと子育てに有利なね、条件をつくってあげるとというのが、鹿沼市のこれからの姿ではないですか。私はこういうものは断固反対いたします。

○宇賀神委員長 はい、大島委員。

○大島委員 賛成の立場から意見を言いますが、川上澄生美術館とか、フォレストアリーナとか、文化センターとか、ヤオハンいちごパークにしたって、料金をとっていますよ。

それは文化振興、芸術振興、スポーツ振興、あらゆるところ、子育て振興ばかりではなくて、それで、そういう施設は利益を追求してとっているわけではないですから、協働のまちづくりの精神で、いくらかでも市民の負担、皆さんにも負担にならないところで、負担してもらおうという精神だと、私は思いますよ。

だから、金額云々よりも、とりあえずとってみて、やってみるといえるものには賛成をするものですが、ただ、そのやっぱり施設が完全なもので、安全なものでないといけないという観点からすれば、この施設にちょっと何かまだ、完成されていない不備なものがあるような話を聞いたことがあるので、その点については、やっぱり早くきちんとしてほしいと。

それと、団体利用の話がありましたけれども、団体利用によって、一般の利用者が利用できなくなるのはやっぱりまずいのではないかという意見もありました。

団体の貸し切りによって、不意に訪れたお客様が使えないというのは、それはやっぱりまずいので、そういうところはやっぱり工夫をしてほしいような意見がありましたので、つけ加えて、賛成の立場から意見を言います。

○宇賀神委員長 ほかにご質疑はありませんか。

別段質疑もないようですのでお諮りいたします。

ご異議がありますので、挙手により採決いたします。

○大島委員 とりあえず、施設の整備についてはちょっと答弁してもらえます。

○宇賀神委員長 答弁。

それでは、大島委員の答弁をお願いします。高橋子育て支援課長。

○高橋子育て支援課長 子育て支援課長の高橋です。

ただいまの大島委員の質疑について、お答えいたします。

大島委員が言われるように、今、コロナ禍の中にあって、ボールプールとかのボールが、入れてないような状況にもございます。

そういったものも入れられるようになったとかを目安にして、実際の有料化とかもしていきたいと思っておりますし、先日石川議員からもご指摘いただいた、テーブルのがたつきがあるとか、そういったその今後修繕していかなくてはならないようなところも、修繕などをしながら、料金をいただくことに当たって、準備を進めてから対応したいと考えております。

以上で説明を終わります。

○宇賀神委員長 よろしいですか。はい。

それでは、ご異議がありますので、挙手により採決をします。

原案に賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

○宇賀神委員長 はい、結構です。

あえて、賛成が5人で、反対が2人です。

したがいまして、議案第95号については、原案どおり可とすべきものと決しました。

次に、議案第。

(「委員長」と言う者あり)

○宇賀神委員長 はい。

(「休憩してください」と言う者あり)

○宇賀神委員長 では、暫時休憩いたします。

再開は、2時30分といたします。

(午後 2時21分)

○宇賀神委員長 休憩前に引き続き再開いたします。

(午後 2時30分)

○宇賀神委員長 次に、議案第98号 令和3年度鹿沼市一般会計補正予算(第7号)についてのうち、関係予算を議題とします。

執行部の説明をお願いします。秋本厚生課長。

○秋本厚生課長 厚生課長の秋本です。

議案第98号 令和3年度鹿沼市一般会計補正予算(第7号)中、保健福祉部所管の歳入、歳出についてご説明いたします。

まず、歳入について、ご説明いたします。

補正予算に関する説明書の3ページをお開きください。

一番上の段、15款 国庫支出金 1項2目 衛生費国庫負担金の説明欄、予防接種費国庫

負担金 2億478万3,000円につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種に要する費用に対する国の負担金を増額補正するものであり、負担割合は10分の10であります。

次に、2段目、15款 国庫支出金 2項3目 衛生費国庫補助金の説明欄、2行目、予防接種費国庫補助金 1億4,512万7,000円につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種体制の確保に係る国の補助金を増額補正するものであり、補助率は10分の10であります。

次に、3段目、16款 県支出金 2項3目 衛生費県補助金の説明欄、2行目、予防接種費県補助金 483万2,000円の増につきましては、新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種体制を強化するための県からの補助金で、補助率は10分の10であります。

次に、歳出について、ご説明いたします。

5ページをお開きください。

上から2段目、4款 衛生費 1項2目 予防費の説明欄、1つ目の○、予防接種費 3億5,474万2,000円の増につきましては、新型コロナウイルスワクチンの予防接種に関して、3回目の追加接種費用及び、5歳～11歳までの子供の接種に要する費用を増額補正するものであります。

次に、「繰越明許費の補正に関する調書について」ご説明いたします。

9ページをお開きください。

4款 衛生費 1項 保健衛生費 予防接種費 2億8,530万5,000円につきましては、先ほどご説明しました歳出のうち、令和4年度にワクチン接種を行う分を繰り越すものであります。

以上で、「令和3年度鹿沼市一般会計補正予算(第7号)」中、保健福祉部が所管する歳入、歳出についての説明を終わります。

○宇賀神委員長 高橋子育て支援課長。

○高橋子育て支援課長 子育て支援課長の高橋です。

議案第98号 「令和3年度鹿沼市一般会計補正予算(第7号)」中、こども未来部所管の歳入・歳出についてご説明いたします。

3ページをお開きください。

はじめに、歳入について、ご説明いたします。

2番目の段、15款 国庫支出金 2項2目 民生費国庫補助金の説明欄、子育て世帯臨時特別給付金給付事業費国庫補助金 6億4,317万5,000円の増につきましては、コロナ禍が長期化する中で、子育て世帯を支援する国の施策として、18歳以下の子供、これは平成15年4月2日以降に生まれた子供ということになりますが、これを養育している所得制限内の世帯に対し、来年春頃までに子供1人に対し、10万円相当の「子育て世帯への臨時特別給付」を行うことになっておりますが、今回はそのうちの、5万円を「先行給付金」として現金で

支給するための、国からの補助金であり、補助率は10分の10であります。

次に、歳出について、ご説明いたします。

5ページをお開きください。

1番目の段、3款 民生費 1項1目 社会福祉総務費の説明欄、子育て世帯臨時特別給付金給付事業費 6億4,317万5,000円の増につきましては、先ほど歳入でご説明いたしました、子育て世帯への臨時特別給付金の「先行給付金」を支給するための経費であります。

以上で、議案第98号「令和3年度鹿沼市一般会計補正予算（第7号）」中、こども未来部が所管する歳入・歳出についての説明を終わります。

○宇賀神委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。鈴木委員。

○鈴木委員 今回の説明書の6ページですね、子育て世帯臨時特別給付金給付事業費ですけれども、今国会のほうでも論争もちまして、5万円、先に、先行5万円ということで、年内には、それも自治体の判断によって、10万円給付も可能だというようなことが、マスコミ、テレビ、新聞等で今報道されていますけれども、鹿沼市においては、その対応はどのようなふうにお考えでしょうか。

○宇賀神委員長 はい、高橋子育て支援課長。

○高橋子育て支援課長 ただいまの鈴木委員の質疑にお答えいたします。

本市は、国が示した支給条件や運用方法に基づきまして、できるだけ早く支給できるように準備を進めておりまして、既に市民約6,100世帯に対しまして、12月23日に先行給付金の5万円を支給する旨の通知を送付をいたしております。

残りの5万円の支給につきましては、1月13日（木曜日）を支給日といたしまして、現在事務を進めているところをごさいます、本市の場合には、年内に5万円、1月13日に残りの5万円ということで、現金を2回支給する。

ただし、来年支給、1回目の支給になる高校生とか、申請の必要になる家庭に対しましては、一括で10万円の支給をしたいと考えております。

以上で説明を終わります。

○宇賀神委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 来年1月13日に2回目の振り込みをすると、ありがたいとは思いますが、予備費とか、国からお金がくるのは、もう間違いないみたいですから、2回振り込むよりも、1回で振り込んだほうがね、振り込み料も助かると思うのですが、予備費か何か使って、1回で年内に払うようなお考えはないのでしょうかね。

○宇賀神委員長 高橋子育て支援課長。

○高橋子育て支援課長 ただいまの鈴木委員の質疑にお答えいたします。

1回でというふうなことの提案でございますけれども、先ほどご説明いたしましたように、

本市は2回目を1月13日ということで、早急に支払うということで、2回に分けての支給をこのまま実施していきたいと考えております。

以上で説明を終わります。

○宇賀神委員長 ほかにご質疑はありますか。鰻原委員。

○鰻原委員 先ほどの説明で6,100世帯ということですが、これは960万以下の世帯だと思うのですよ。

それで、鹿沼市の場合は、子育て世代というのは、実際は960万以上の方もいるかも知れないのだけれども、全体で何世帯というふうに試算していますか。960万以上の所得がある人は、世帯主で、主な収入源の人が、あと何世帯あるのだということです。くだけて言えばね。

○宇賀神委員長 高橋子育て支援課長。

○高橋子育て支援課長 子育て支援課長の高橋です。

世帯でいいますと、あと2,200世帯ほど、残っているふうに捉えております。

○宇賀神委員長 鰻原委員。

○鰻原委員 6,100世帯のほかに、2,200世帯が該当するのだというふうな理解でよろしいですか。

○宇賀神委員長 高橋子育て支援課長。

○高橋子育て支援課長 はい、そのような考えでございます。

○宇賀神委員長 鰻原委員。

○鰻原委員 そうすると、新しい情報だとね、国は、その所得制限を設けなくてもいいのだと、やれるところはやってもいいのだという情報が入ってきているのですけれども、これは本当ですか。

○宇賀神委員長 高橋子育て支援課長。

○高橋子育て支援課長 子育て支援課長の高橋です。

所得制限を設けずに支給する場合には、国のほうの補助金は、財源負担がないということで、市の単独の支給になるかと思えます。

以上で説明を終わります。

○宇賀神委員長 鰻原委員。

○鰻原委員 所得制限を設けずに、この数字、2,200世帯に10万円あげるとは、これは市独自のお金でやってくださいよという意味ですか。

○宇賀神委員長 はい、高橋子育て支援課長。

○高橋子育て支援課長 2,200世帯は、あと残っている世帯ということで、実際に所得制限にかかって、支払わない世帯は、277世帯ですね、はい。

それと、あと公務員の世帯ということで、公務員は、普通、例えば、私ども市役所職員で

したならば、市役所から児童手当が出ているのですね。県庁の職員ですと、県庁から出ている。

それで、これらについては、まだ、今回の支給の中に入れておりませんので、この公務員世帯の中にも、所得制限で支給できない家庭も出てくるかと思えます。

以上で説明を終わります。

○宇賀神委員長 はい、鰐原委員。

○鰐原委員 ちょっと整理してお聞きしますが、要は先行給付金5万円を支払う世帯は6,100世帯でよろしいのですか。

○宇賀神委員長 はい、高橋子育て支援課長。

○高橋子育て支援課長 はい、約6,100世帯ということで、具体的には6,075世帯を今把握しているところでございます。

○宇賀神委員長 鰐原委員。

○鰐原委員 そうしますとね、これ、先行世帯と言ったかな、先行的にやるお金5万円と、1月13日に払う5万円とあるのですが、「10万円一括してやっちゃいましょうよ」というのは、この間、14日の下野新聞に載っていましたよね。

足利、栃木、佐野、日光、真岡、益子、そのほか、把握しているところはございますか。新聞報道だとそういうことなのですからけれども。

○宇賀神委員長 高橋子育て支援課長。

○高橋子育て支援課長 子育て支援課長の高橋です。

今の鰐原委員の質問にお答えいたします。

そのほか、今日の新聞で、さくら市と高根沢町、あと芳賀町が、一括給付をするということになっております。

それから、大田原市も、一括給付というふうな記載がございました。

以上で説明を終わります。

○宇賀神委員長 鰐原委員。

○鰐原委員 そうするとね、今の時点では、「10万円、一括に払っちゃいましょう」、そのほうが子供もね、喜ぶ、その親御さんも安心しますわね、暮れにきて、10万円入ると入らないのでは。

それと、事務手数料がやっぱり新聞報道によると、2回に分けると300万ぐらい余計にかかるのだというのですよね。

これは国からくる金だから、別段鹿沼には響きませんけれども、そうしますと、やっぱりね、そういう中で、何で、鹿沼が1月13日だから、私もいいかなってちょっと迷ってしまうのだけれども、何で一括してパッとやれないのかなって、鹿沼市の事情、そこらのところをお聞かせ願いたいと思います。

○宇賀神委員長 高橋子育て支援課長。

○高橋子育て支援課長 鹿沼市の事情ということでございますけれども、先ほどご説明したとおり、国の運用に則って、進めてまいりまして、もう既に、その6,075世帯に、12月23日に5万円を支給しますよということですね、通知を申し上げているところでございます。

それらの状況から、今回については、今の状況のまま支給したいと考えているところでございます。

以上で説明を終わります。

○宇賀神委員長 鰐原委員。

○鰐原委員 丁寧な説明をお聞きしましたので、ちょっと賛成するか、反対するか考えてみますね。はい。

○宇賀神委員長 ほかにご質疑はありませんか。鈴木委員。

○鈴木委員 同じ6ページのこの下の予防接種費ですけれども、3億5,474万2,000円ですか、これを、内訳をもう少し具体的に教えていただきたいと思います。

○宇賀神委員長 亀山健康課長。

○亀山健康課長 健康課長の亀山です。

ただいまの鈴木委員のご質問にお答えさせていただきます。

お手元の説明書の6ページの説明欄で説明をさせていただきますけれども、上から2段目の5,214万4,000円につきましては、医師や看護師等、集団接種会場で勤務いただきます会計年度任用職員の方の報酬となります。

その下の840円につきましては、その時間外手当等になります。

少し下がります、10番の需用費1,031万円につきましては、すみません、1,031万円ですよ、こちらにつきましては、集団接種会場運営に係る消耗品等の費用になります。

その下に下がります、11番の役務費ですけれども、こちらはその役務費の上から3番目、1,397万6,000円、こちらにつきましては、国保連等への事務の支払いや医師等の紹介手数料、そういったものになっております。

それで、12番の委託料につきましては、総額で2億4,970万3,000円となっておりますけれども、一番上の機器保守につきましては、予約システム等の保守費、そして、電算処理につきましては、予約接種の接種券の処理、そういったものに係る費用として、2,036万7,000円、管理運営費につきましては、予約受付等に利用しますコールセンターの運営費2,475万9,000円、診療につきましては、接種の委託料、こちらが1億2,806万5,000円となります。

主なものは以上になります。

以上で説明を終わります。

○宇賀神委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 確認のためにお聞きしたい、これ全額あれですか、国からこのお金が出るということですか。

○宇賀神委員長 亀山健康課長。

○亀山健康課長 歳入の部分でもご説明させていただきましたが、国と県から 100%の負担金及び補助金等で、歳入に入ってくるお金になります。

以上で説明を終わります。

○宇賀神委員長 大島委員。

○大島委員 ワクチン、これは何人分、何回分って聞いたほうがいいのか。

あと、予定するメーカー、教えてもらえますか。

○宇賀神委員長 はい、亀山健康課長。

○亀山健康課長 ワクチンの接種の回数ということでしょうか。

こちらの接種につきましては、今回の予算要求が、令和3年度分と、新たに追加になった3回目は、令和4年の7月頃までを予定としておりますので、その追加接種分を含む人数になります。

まず、3回目の追加接種につきましては、これ1回ですので、2回の接種を終えた人を対象にしておりまして、約7万7,000回分になります。全員が、希望者が全員接種をしたということをお話をさせていただきますけれども、7万7,000回分。

そのほか、まだ、国のほうから、正式には接種を進めろということは話はないのですが、今のところ、体制を整備だけしておりますのが、5歳以上11歳未満、こちらが試算をしましたところ、約、対象となる年齢の方が5,000人おりますので、こちらは1回と2回行いますので、こちらが1万回になります。

あわせますと、8万7,000回分の接種となります。

それで、もう1件、ワクチンの種類ということですが、正式な配布の内訳はきておりませんが、議会でも市長のほう、答弁したかと思いますが、大まかに言いますと、ファイザー製のワクチン、こちら、すみません、3回目の追加接種の部分ですね、ファイザー製のワクチンが約56%で、モデルナ製が46%の割合でということ、国からの説明会では示されております。

以上で説明を終わります。

あ、すみません。56%がファイザーで、44%が、はい、少し計算間違えました、すみません、以上で説明を終わります。

○宇賀神委員長 ほかにご質疑はありませんか。はい、谷中委員。

○谷中委員 はい、すみません。

子育て世帯のほうの世帯が6,100ということなのですから、人数にしたら何人になりますか。

それと、あとからいく高校生も、大体の数というの、わかりますか。

○宇賀神委員長 はい、高橋子育て支援課長。

○高橋子育て支援課長 ただいまの谷中委員の質疑にお答えいたします。

6,075世帯で、1万1,108人という人数になっております。

それから、高校生は、約2,600人というふうに捉えております。

以上で説明を終わります。

○宇賀神委員長 ほかにご質疑はありませんか。

別段質疑もないようですのでお諮りいたします。

議案第98号については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議あり」と言う者あり)

○宇賀神委員長 異議あり。

ご異議ありますので、挙手により採決します。

原案に賛成の委員の挙手をお願いします。

(挙手多数)

○宇賀神委員長 ありがとうございます。

賛成6名でした。

したがって、原案どおり可とすべきものと決しました。

以上で、今会議において、本委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。

これもちまして、教育福祉常任委員会を閉会いたします。

(午後 2時54分)